第２次
浅口市地域福祉活動計画

２０２１（令和３）年度～２０２６（令和８）年度

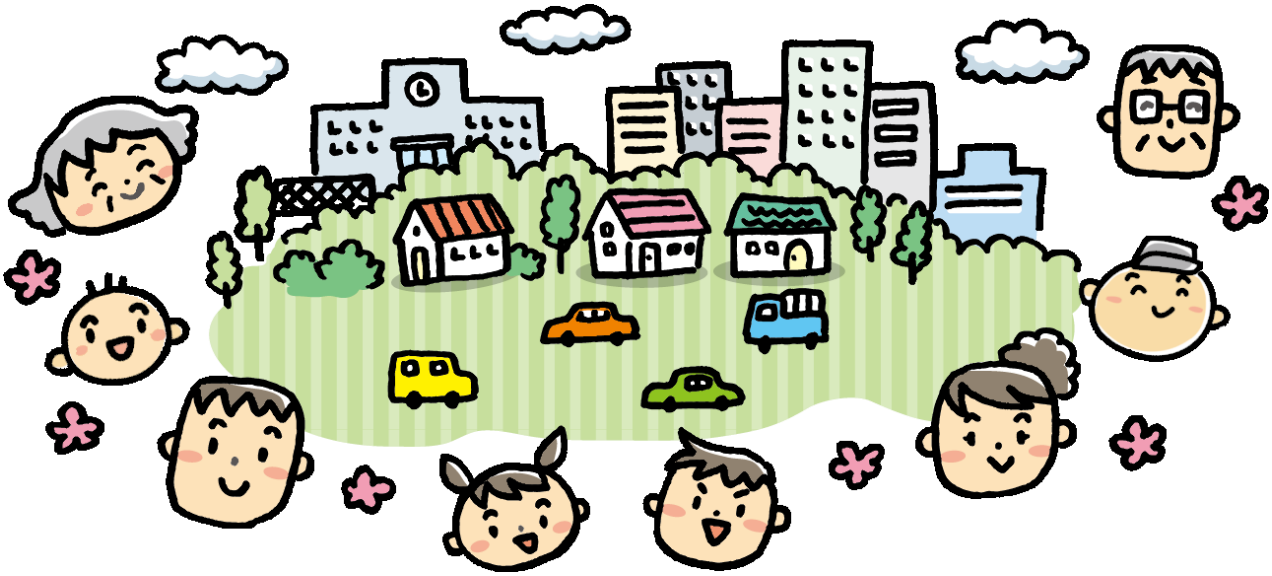

あたたかく　ささえあって　くらせる　ちいきをめざして

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

計画策定にあたって

浅口市社会福祉協議会では、平成28年度に浅口市地域福祉活動計画（第1次）を策定し、「あたたかく　ささえあって　くらせる　ちいきをめざして」の旗を掲げて、多岐にわたる地域福祉事業を推進してまりました。

この間、国においては社会福祉法の改正が行われ、いわゆる「支える側」と「支えられる側」に分ける発想ではなく、あらゆる市民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する「地域共生社会」の実現が打ち出されました。こうした時代の流れを受けて第2次浅口市地域福祉活動計画が策定されました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の諸活動やボランティア活動が休止を余儀なくされている状況ですが、支え合いでつながる地域の必要性を実感するとともに、「新しい生活様式」のもとで浅口市の地域共生社会の実現の可能性を確信しているところです。今後とも浅口市社会福祉協議会に対しまして、倍旧のご支援をいただきますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にご尽力いただいた策定委員をはじめ、アンケートやヒアリングにご協力いただきました各種団体や機関の皆様に厚く御礼申し上げます。

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会
会　長　山　下　　隆　志

「誰一人取り残さない」

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が策定する実践的活動計画です。

私ども策定委員会は、関係団体へのアンケート調査、地域福祉座談会などを通して集約された市民の皆さんの意見、願い、思いを徹底的に分析し、第一次活動計画で掲げた「あたたかく　ささえあって　くらせる　ちいきをめざして」を、本活動計画にも引き継ぐこととしました。

また、本活動計画の特記事項は、全国社会福祉協議会が打ち出した「全社協　福祉ビジョン２０２０」及びそこに包含された「地域共生社会」と「ＳＤＧｓ」を計画の骨子として取り入れたことです。特に、この「ＳＤＧｓ」（持続可能な開発目標）は、国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のための国際目標であり、誓いです。

私たち誰もが、どんな時代になっても「住み慣れた地域でいきいきと暮らしていきたい」と願っています。本活動計画が地域力、福祉力向上の指針となり、市民主体のいきいきとした福祉活動が展開されることを期待して止みません。

第2次浅口市地域福祉活動計画策定委員会
委員長　　守　屋　　靖

目　　次

はじめに

第１章　地域福祉活動計画の概要
　１．計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２．地域福祉と社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３．地域福祉活動計画の位置づけと目的・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４．地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携・・・・・・・・・・・・・・・３
　５．計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　６．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　浅口市の地域福祉の現状
　１．浅口市の地域福祉をめぐる現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２．地域の実態把握の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　３．社協事業の財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３章　１次計画の取り組み状況
　１．ピカッとプランの具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　２．１次計画の課題と２次計画へ継続する取り組み・・・・・・・・・・１６

第４章　浅口市における福祉課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第５章　計画の基本的な考え方
　１．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　２．基本目標と重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　３．体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第６章　計画の推進に向けて
　１．計画策定の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　２．重点目標の推進
　　〇基本目標１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　〇基本目標２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　　〇基本目標３・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　３．計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
　・第２次浅口市地域福祉活動計画策定の経緯
　・用語集

第１章　地域福祉活動計画の概要

1．計画制定の背景

昨今、少子高齢化、人口減少社会、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加など、地域をめぐる生活環境は急速に変化してきています。2040 年には日本の高齢者人口（65 歳以上）はピークを迎えると推定されており、これまでの少子高齢化問題とは次元の異なるさまざま社会保障の問題が予測されていることに留まらず、今日的な課題でもあるいわゆる「制度の狭間」の問題や住民同士のつながりの希薄化の進展により、多くの社会的孤立を生み出し、地域の福祉力（支え合い）を脆弱化させてきています。

このような急速な地域構造の変化に対応するため、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という）の「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～福祉ビジョン２０２０」をはじめ、厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域づくりの推進・「地域共生社会」の実現、国際的に進められている「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）（持続可能な開発目標）」など、さまざまな制度改正が急務として進められています。この潮流は、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の存在をますます重要にさせてきています。

浅口市社会福祉協議会においては、地域課題や生活課題に応じていくべく、2016（平成 28）年４月に「第１次地域福祉活動計画」を策定し、「**あ**たたかく　**さ**さえあって　**く**らせる　**ち**いきをめざして」を基本理念に、６つの基本目標を具現化すべく地域福祉の充実に取り組んで参りました。しかし、この計画も５年目を迎え、2020（令和２）年度で終了することになりました。そこで、第１次地域福祉活動計画の取り組みを踏まえ、新たに 2021（令和 3）年度から 6 か年の地域福祉活動計画を策定するものとしました。

策定にあたっては、国の基本計画や全社協の動向などを基盤に、地域事情に合った行動計画を目指していくため、アンケート調査や座談会、地域に関わる人・機関・団体・企業・行政などと協働し、2019（平成 31）年 3 月に制定された「浅口市地域福祉計画」との車の両輪となる「第２次浅口市地域福祉活動計画」を制定するものとします。

２．地域福祉と社会福祉協議会

現代は「地域福祉」の時代とも呼ばれています。地域福祉とは、地域に暮らす人たちが安心して暮らせるように、地域の住民や福祉関係者などが協力して、身近な地域の人たちでの助け合い・支え合い、コミュニティの力を強め、地域の問題や課題を解決していこうという考え方です。特に、近年では全国のどこかの地域で災害が起きています。緊急時こそ普段の地域での「顔のみえる関係」がそのまま現れることが、これまでの教訓からも言われています。日頃の地域の人との絆が、いかに大切かが問われています。

また、私たちの身の回りには、介護を必要とする人、見守りが必要な高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人もいます。また、生きづらさや生活のしづらさ、悩み、不安を抱え、何らかの福祉的支援を必要とする人もいます。これらの解決のためには、福祉の充実が求められますが、支援方法は一人ひとり違い、ライフスタイルもさ

まざまです。身近な地域での「顔のみえる関係」づくりによる助け合い・支え合い、福祉関係者が協力して解決、支援していくことが大切になってきています。

「社会福祉法」第４条には、地域住民、社会福祉関係者がお互いに協力して地域福祉の推進に努めるよう規定されています。また、「社会福祉協議会」も同法第 109 条により、地域福祉を推進する団体と位置づけられています。社会福祉協議会は「社協」と略称で呼ばれることも多くあります。社会福祉協議会は「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指すとされています。また、社会福祉協議会は会員会費や共同募金・寄付金などの財源で地域福祉を推進する「民間の非営利団体」です。民間団体ではありますが、「社会福祉法」により行政区分ごとに組織され、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的な面の両面を生かした事業が展開されています。民間事業者や行政や住民との橋渡し、福祉施設や団体の事務局、地域福祉活動への参加促進・活動支援・調整、ボランティアセンターの運営などを行っています。

今後、改正社会福祉法（2021（令和 3）年 4 月施行）により、社会福祉協議会には高齢者、障がい、子育て、生活困窮などの分野で縦割りとなる「たらい回し」の福祉から、ワンステップ相談窓口の設置と寄り添い続ける伴走型支援に期待が寄せられています。

浅口市社会福祉協議会においても、地域のふれあい・たすけあいにつながるふれあいサロンや高齢者や障がい児・者、子育てを支援するボランティア活動の推進、見守り声かけを中心とした福祉委員活動、そして住民が主体となって地域の問題解決に取り組む地区社協活動に力を入れています。住みなれた故郷にあって、よりよい近隣関係の中で生活するためには、地域に住む私たち一人ひとりが、それぞれの連携を深めていくこと、そして、さまざまな福祉サービスの制度が充実されていくことが必要です。浅口市社会福祉協議会は、行政をはじめ、地区社協や福祉団体との連携のもとに、多くの市民の皆さんの参加を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまち」を目指しています。

３．地域福祉活動計画の位置づけと目的

この計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、地域住民や社会福祉事業経営者、社会福祉に関する活動を行う者などが主体となり「地域福祉の推進」を目指すための活動・行動計画として位置づけられるものです。計画は、地域の福祉課題や生活上の困りごとの解決を目指して、社協が行政や地域住民、民間団体と連携、協働して行う具体的な福祉活動やその目指すべき地域福祉像、実施目標など体系的に取りまとめたものです。

浅口市社会福祉協議会では、人権尊重を基本に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、その中・長期的な指針となる「地域福祉活動計画」を策定し、地域に関わるすべての者が主役となる地域づくりの活動を進めていくことを目的としています。

また、社会福祉法に基づき行政が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的に推進するための基盤や体制づくりとなる計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に進めることで、行政や社会福祉協議会、地域住民、地域福祉活動団体、ボラン

ティア、福祉事業者、企業など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まることにつながります。

４．地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民の参加促進に関する事項について、市町村が定める計画です。浅口市では 2019（平成 31）年 3 月に、6 ヵ年を計画期間とする「浅口市地域福祉計画」が策定されました。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療の専門機関、学校、企業、行政などと共に協力して策定する、民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

浅口市の「地域福祉計画」と、浅口市社協の「地域福祉活動計画」は、いずれも「地域福祉の推進」という共通のテーマに基づいて策定されており、今後も地域の福祉課題の把握とその解決に向けた方策を連携・協働して取り組み、切れ目のない支援を推進していきます。

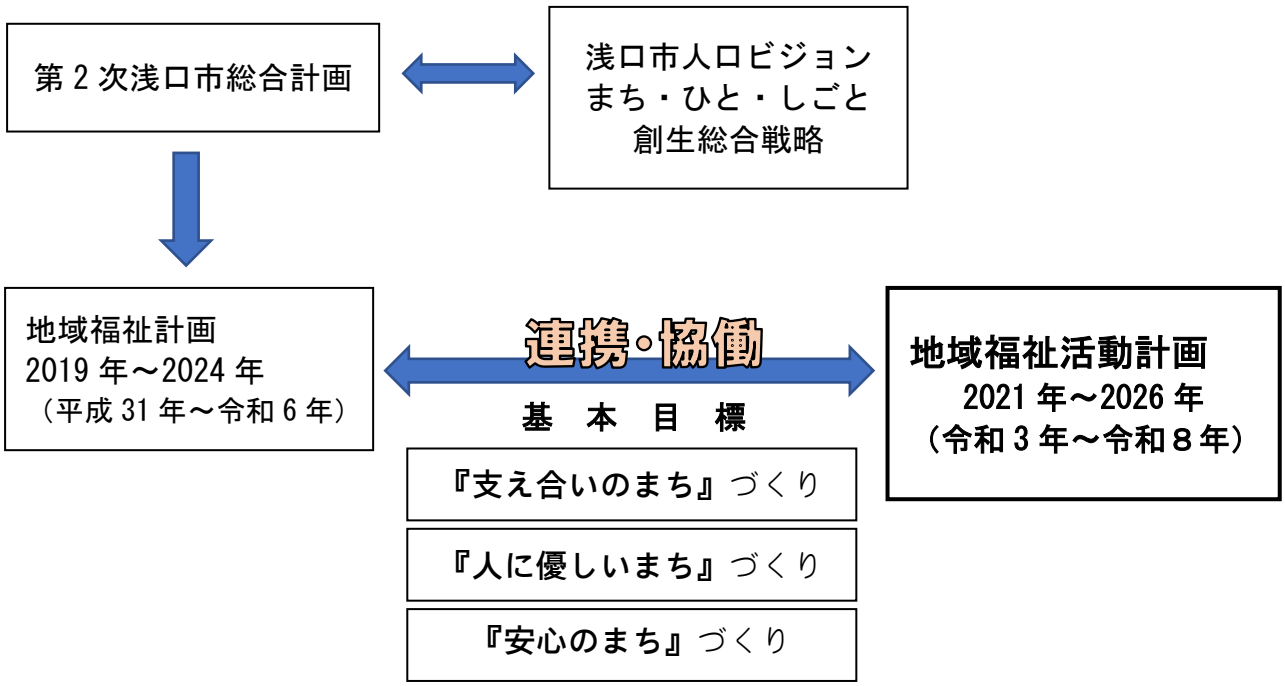

５．計画の策定方法

策定にあたっては、浅口市地域福祉計画に基づき、アンケートやヒアリング、座談会などによるニーズ把握により、策定委員会において検討しました。

また、策定にあたっては、全国社会福祉協議会が打ち出した「福祉ビジョン２０２０」と国が目指す「地域共生社会」、国連で採択された「ＳＤＧｓ」の理念を踏まえています。

（地域福祉座談会の開催）

各地区で地域福祉座談会を開催し、社協が取り組んでいる事業を説明するとともに、ワークショップを通じて地域の福祉課題の把握やこれからの地域の希望などについてご意見を寄せていただきました。

（各種ニーズ調査の実施）

市内で活動される福祉委員に「地域の福祉に関するアンケート」の実施や、市内の活動される高齢者や障がい者の当事者団体、小学生・中学生、ボランティア団体などにヒアリングを実施し、福祉課題の把握に努めました。

（策定委員会）

計画策定にあたり、福祉団体、保健・医療・福祉関係機関、ボランティア団体、当事者団体、行政機関、企業関係者等で構成する浅口市地域福祉活動計画策定委員会を設置し、活動計画の内容について協議・検討を行いました。

（職員ワーキンググループ会議）

浅口市社協職員によるワーキンググループ（作業部会）で計画内容を検討しました。

６．計画の期間

本計画は、浅口市地域福祉計画と計画年数を合わせるため、2021（令和 3）年度から 2026（令和 8）年度までの 6 ヶ年を計画期間とします。

また、計画の進捗を把握し、社会情勢や福祉制度等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

（計画期間）　　（年度）

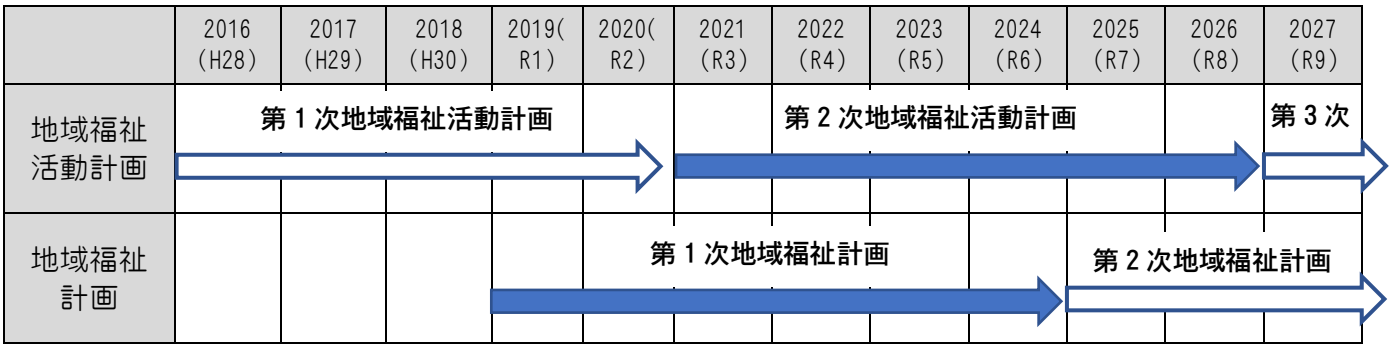

第２章　浅口市の地域福祉の現状

１．浅口市の地域福祉をめぐる現状

（１）浅口市の現状

①浅口市の人口と年齢別人口の推移

浅口市は 2006（平成 18）年 3 月 21 日に、金光町、鴨方町、寄島町が合併して誕生しました。人口は 34,263 人（2019（令和元）年 10 月 1 日現在）で、合併後の 2007（平成 19）年と比較すると約 4,000 人の人口減となり、現在も緩やかではあるものの減少傾向が続いている状況です。

国勢調査に基づく年齢別人口構成を比較すると、0～14 歳までの年少人口の増減はおおむね横ばいですが、生産人口数の減少とは対照的に老齢人口が増加傾向にあります。

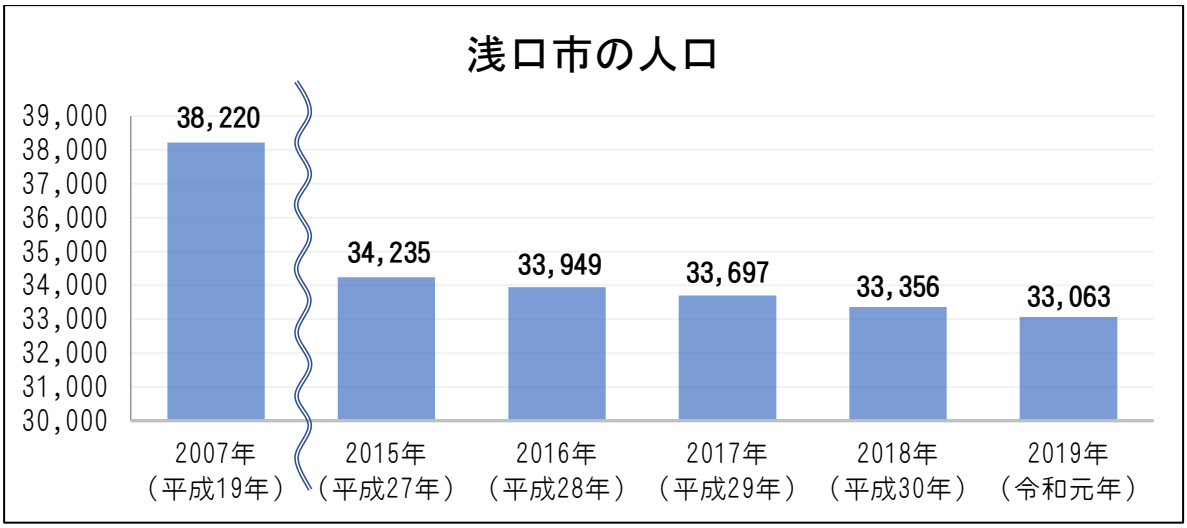

（出典：岡山県毎月流動人口調査　※推計値）

年齢別人口構成

	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）
年少人口（人）（０～１４歳）	3,915	3,864	3,781	3,768	3,673
年少人口比率（%）	11.5	11.4	11.2	11.3	11.1
生産人口（人）（１５～６４歳）	18,346	18,005	17,777	17,475	17,279
生産人口比率（%）	53.7	53.1	52.8	52.4	52.3
老齢人口（人）（６５歳以上）	11,914	12,020	12,079	12,053	12,051
老齢人口比率（%）	34.9	35.4	35.8	36.1	36.4
総人口（人）	34,235	33,949	33,697	33,356	33,063

（出典：岡山県毎月流動人口調査　※推計値）

②高齢者の人口増加

浅口市の高齢者（65 歳以上）の人口は、現在 12,051 人（2019（令和元）年 10 月 1 日現在）、高齢化率としては 36％で、年々その率は上がってきています。また高齢者のうち、2630 人がひとり暮らしの高齢者で、世帯数でみても、浅口市総世帯数 14,236 世帯のうち、約 1/4 にあたる 3,692 世帯が独居高齢者と高齢者夫婦のみの世帯となっています。この割合は合併後から変わることなく続いています。

（単位：％）

	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）
浅口市	34.9	35.4	35.8	36.1	36.4
岡山県	28.7	29.2	29.6	30.0	30.2
全国	26.7	27.3	27.7	28.1	28.4

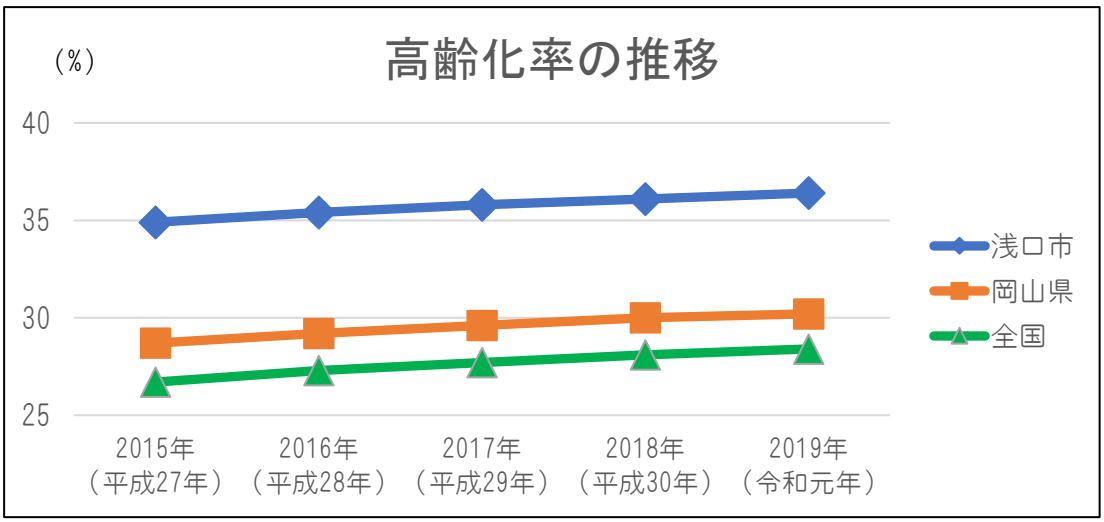

（出典：岡山県毎月流動人口調査、総務省統計局「人口推計」　10 月 1 日現在）

③少子化傾向

浅口市の 15 歳未満の年少人口は、3,673 人で人口比率としては 11.1%となっており、ほぼ横ばい傾向です。平成 25 年度以降は出生人数が 200 人を下回る状況が続いています。

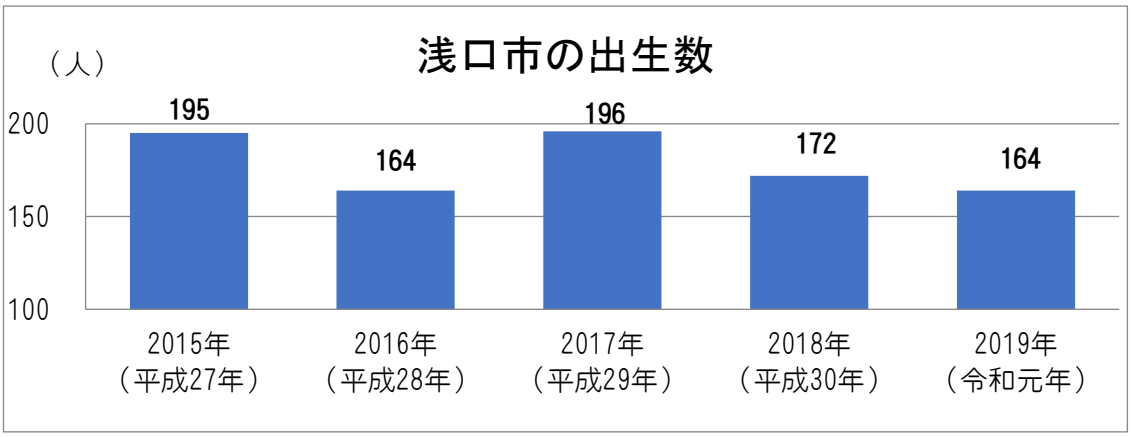

（出典：浅口市健康推進課調べ）

④障がい者の状況

浅口市内における身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は緩やかに増加しています。

（単位：人）

	2015 年（平成27年）	2016 年（平成28年）	2017 年（平成29年）	2018 年（平成30年）	2019 年（令和元年）
身体障害者手帳	1,393	1,334	1,329	1,317	1,304
療育手帳	266	283	286	298	300
精神障害者保健福祉手帳	161	195	196	207	216

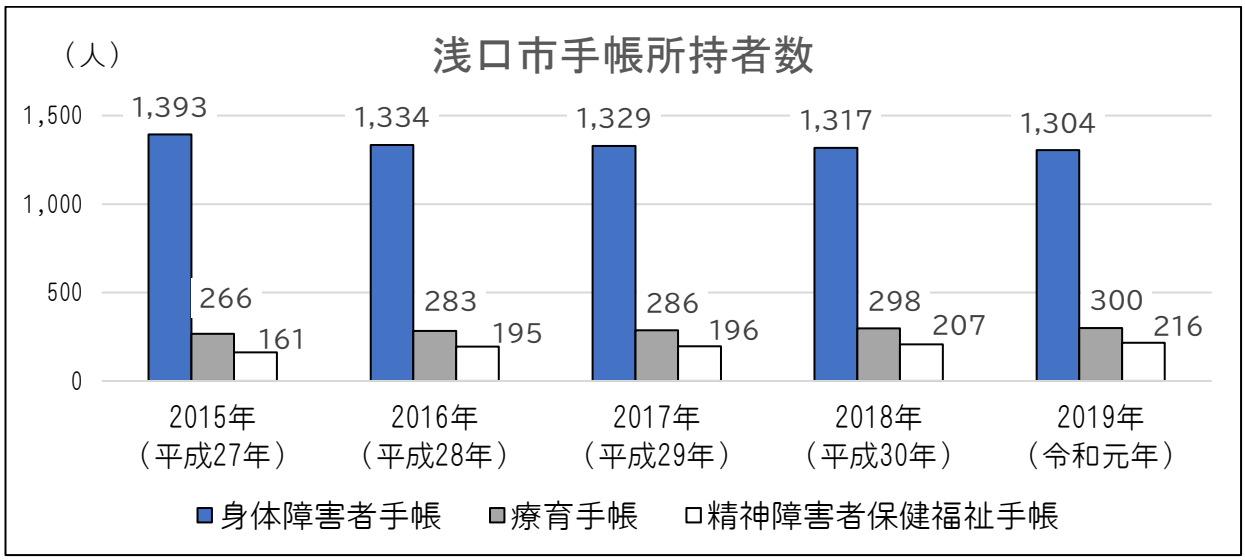

（出典：浅口市社会福祉課調べ）

（２）浅口市の地域福祉の現状

①ボランティア活動

社会福祉協議会に登録してあるボランティア団体数、登録者数ともに減少傾向にあります。団体数の微減に比べ、登録者数の減少幅が大きくなっています。また、2018（平成 30）年度は「平成 30 年 7 月豪雨」災害の影響で、被災地支援ボランティアとして多くの方が登録し活動を行ったため、他の年と比べ増加しました。

	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）
団体数（団体）	32	31	31	30	29
登録者数（人）	1,703	1,788	1,681	2,080	1,663

※団体数は、「浅口市ボランティア連絡協議会」加入団体数
※登録者数は、「ボランティア活動保険」の加入者数

②ふれあいサロン活動

地域のふれあい・交流の場である「ふれあいサロン（以下「サロン」という）」は、社会福祉協議会の主要な事業の一つです。設置数は微増傾向にあるものの、開催数と参加人数は減少傾向が見られます。地域ごとの特色を生かしたサロン活動に取り組んでいますが、運営に携わる方の高齢化や担い手不足といった問題も出てきています。

	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）
サロン数	84	88	89	89	90
開催数（回）	650	693	704	657	557
参加者数（人）	14,635	14,507	15,197	13,626	12,081

③地区社協（地区社会福祉協議会）

地区社協とは、自治会や民生委員、福祉委員、老人クラブ、子ども会、ボランティアといった地域に住む様々な人たちで構成される組織です。浅口市ではおおむね大字や区（または町内会）を活動単位として地域ネットワークを活かし、住民同士の助け合い、支え合いの活動を進めています。2010（平成 22）年度に 3 地区の地区社協が初めて設立し、2015（平成 27）年度に 11 地区社協が立ち上がって以降、地区社協数には増減がないものの、地域の福祉課題について話し合う場として活動が展開されています。

	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）
地区社協数	11	11	11	11	11

④老人クラブ

老人クラブは、高齢者の自主的な組織として「健康・友愛・奉仕」を基本に地域での生きがいや健康づくり、社会貢献活動などに取り組む団体です。近年の傾向として団体数はおおむね横ばいですが、会員数の減少が続いており、魅力ある活動づくりや会員加入促進に各クラブとも努めています。

	2015 年（平成 27 年）	2016 年（平成 28 年）	2017 年（平成 29 年）	2018 年（平成 30 年）	2019 年（令和元年）
老人クラブ数（団体）	83	82	84	83	82
会員数（人）	4,922	4,870	4,691	4,581	4,419

２．地域の実態把握の概要

浅口市地域福祉計画では、３つの基本目標に対し、今後の取り組みとして合計１１の施策を掲げています。

（１）浅口市地域福祉計画

○基本目標１「支えあいのまち」づくり
①地域福祉の意識向上　②担い手の育成
③地域福祉関係機関・団体との連携強化と交流の促進

○基本目標２「人にやさしいまち」づくり
①相談体制の充実　②情報提供の充実　③福祉サービスの充実
④福祉基盤の充実　⑤健康づくり・介護予防の充実

○基本目標３「安心のまち」づくり
①緊急時の支援の充実　②権利擁護の推進　③安全・安心な地域づくり

これら 11 の施策には、それぞれ具体的な取り組みが示されており、その内容を精査した結果、社協の１次活動計画では掲げられていないものや新たな支援・対応が必要な課題として次のものがありました。

①幅広い福祉教育の実践
・家庭での福祉教育、市民を対象とした福祉教育の促進、地域福祉に関する学習機会の促進

②移動手段の確保
・高齢者等の移動手段の確保

③情報提供の充実
・市民のニーズに対応した丁寧な広報活動、効果的な情報提供

④生活困窮者支援（社会福祉法人公益活動を含む）
・生活困窮者への支援

⑤災害ボランティアセンター機能整備
・防災ネットワークの構築　・地域住民の防災意識の向上

（２）各種ニーズ調査

また、社会福祉協議会が実施したアンケート、団体ヒアリング、座談会のほか、浅口市が実施した各種調査（※）結果から、地域の福祉課題を次のように整理しました。

①地域でのつながりについて
- 高齢者の見守り活動推進
- 地区社協の推進
- 運動する場所や機会の不足
- 気軽に集まれる場づくり
- サロンなどの小地域活動の推進
- 行政と住民の協力による地域支援
- 地域からの孤立　　など

②支え合い、助け合いについて
- 地域の助け合い、支え合い活動の推進
- 幅広い世代を対象とした福祉教育の充実
- 高齢者・障がい者にもっと優しい町に
- 認知症の介護
- 介護保険サービス、障がい者福祉サービスの充実
- 児童福祉サービス、子育て支援の充実　など

③移動手段について
- バリアフリーの充実
- 通院や買い物などの外出が不便
- 高齢者の移動手段
- 買い物難民問題　　など

④生活困窮者への支援について
- 収入なく生活に困窮
- ひとり親家庭への支援　　など

⑤情報提供について
- 福祉に関する情報提供の充実
- 市民への広報が足りない
- 社協活動の PR　　など

⑥災害時の支援について
- 災害時の避難の手助け
- 災害時の不安
- 社協活動の PR　　など

⑦人材育成、人材確保について
- 介護人材の不足
- 介護人材の高齢化
- 福祉従事者の教育、研修の機会が少ない
- 団体への継続支援　　など

（※）地域福祉計画「地域福祉計画策定のためのアンケート」（2018（平成 30）年 9 月実施）
浅口市高齢者の生活に関するアンケート調査（2020（令和 2）年 11 月実施）

３．社協事業の財源

だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざし、民間団体の立場から様々な社会福祉活動を推進していくのが社会福祉協議会の役割です。社会福祉協議会の活動は、会費、寄付金、共同募金配分金、行政からの補助金、受託金などによって支えられています。会費、寄付金、共同募金配分金は、社協本来の事業である小地域福祉活動やボランティア活動を支える大切な財源です。

将来的に安定した事業の継続や、地域に根ざした自主的な福祉サービスを提供するには、「自主財源」の確保がとても大切になります。地域で支え合い、助け合いの福祉コミュニティづくりの実現のために、「わたしたちのまちの福祉はわたしたちの問題」という観点・趣旨をご理解いただき、これからも市民の皆様の参加と協力をお願いしていきます。

社協事業の主な財源の推移　　（単位:円）

	2014 年 （平成 26 年）	2015 年 （平成 27 年）	2016 年 （平成 28 年）	2017 年 （平成 29 年）	2018 年 （平成 30 年）	2019 年 （令和元年）
寄付金	3,264,307	3,540,367	3,030,198	4,606,657	2,415,860	2,170,598
会費	8,669,000	8,989,800	8,830,000	8,619,500	8,640,500	8,576,900
共同募金	2,950,000	2,810,000	2,910,000	2,700,000	2,640,000	2,580,000

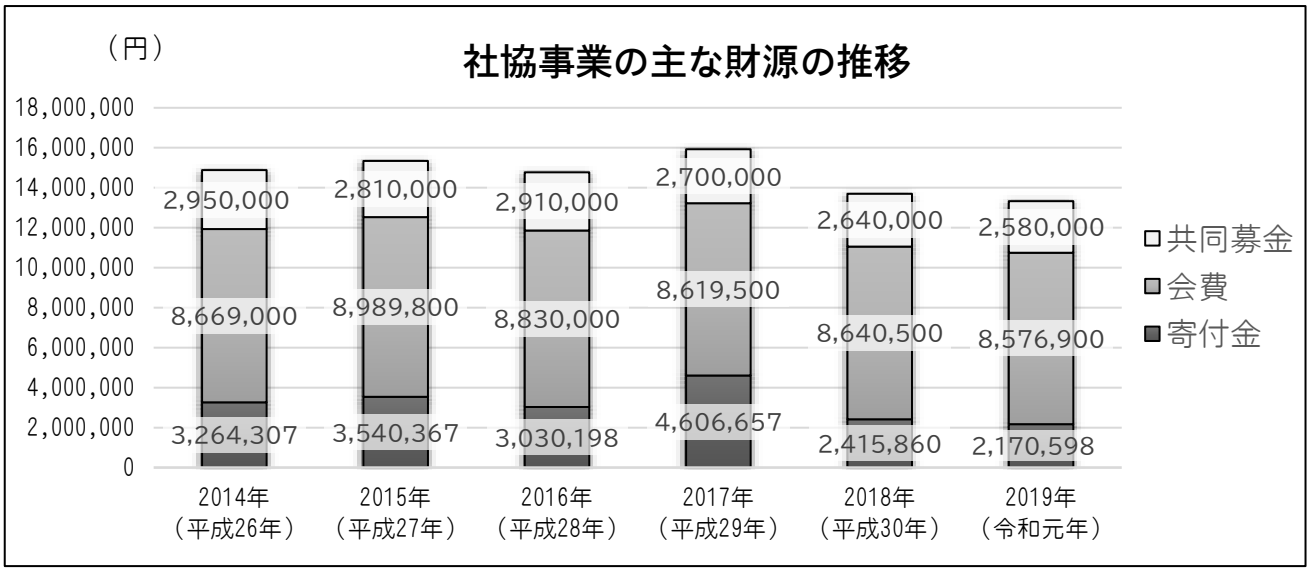

第３章　１次計画の取り組み状況

第１次浅口市地域福祉活動計画は、「**あ**たたかく　**さ**さえあって　**く**らせる　**ち**いきをめざして」を目標に、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度にかけての地域福祉の推進の基盤になるよう取りまとめられた計画です。

計画では、社協が重点的に取り組む 6 つの事業を「ピカッとプラン」と定めました。計画の推進にむけて、浅口市社協職員がそれぞれ３つの班に分かれて担当し、進行管理を行いました。各班で１次計画の取り組み状況を精査し、その実績と課題、２次計画へ引き継ぐ取り組みを検討しました。

第１次　浅口市地域福祉活動計画
重点事業「ピカッとプラン」

サロン・ボランティア班
- ① たすけあいの拠点となるサロンづくり
- ④ ボランティアセンターの活性化

子育て・見守り班
- ② 子育てに取り組む団体の支援
- ⑤ 地域の見守り活動の充実

地区社協・権利擁護班
- ③ 地区社協の設立促進と活動支援
- ⑥ 総合的な相談支援センターの充実

１.「ピカっとプラン」の具体的な取り組み

※実績は全て 2019（令和元）年度

①たすけあいの拠点となるサロンづくり（サロン・ボランティア班）

活動サロン数　90 サロン　　サロン開催　のべ 557 回

○サロンへのレクリエーション用品の貸出や職員の派遣を通してサロンの継続的な運営を支援してきました。また、サロン博覧会において、各サロンの取り組み紹介（写真コンテストなど）や外部講師によるレク講座、レク用品の紹介など情報提供を行いました。

○サロンに対しアンケート・ヒアリング調査を行い、サロンの抱えている悩みや課題を把握することに努めました。
結果、様々な不安を抱えておられるサロンの担い手のためにサロン博覧会にてサロン同士の情報交換会（井戸端会議）の時間を設け好評を得ました。
○サロン未設置地区へもアンケート調査を行い、サロン設置への課題を精査しサロン開設へ向けた相談・助言を継続的に行いました。

サロンの情報交換「サロン博覧会」

②子育てに取り組む団体の支援（子育て・見守り班）

支援団体数　5 団体

子育てサロン開催 19 回　　参加者 のべ 215 名

おもちゃ病院開催　12 回　　利用者 のべ 96 名

子育て支援活動「なかよしひろば」

○年間を通して、子育て団体が開催するイベントにレク用品の貸出や活動場所の提供を行いました。
○子育てを支援する団体へ必要な助成金を出しています。（こども食堂・子育てボランティア団体）
○保護者と未就学児の居場所づくりとして、子育てサロン「なかよしひろば」の開催を支援しています。季節にあわせたイベントを定期的に行い、参加者に喜ばれています。
○子育て支援団体･当事者団体へのニーズ把握を目的に意見･情報交換会を行いました。あわせてアンケート調査も行い、社協としての子育て支援の充実を図っています。
○おもちゃ病院を開催し、壊れたおもちゃの修理をしています。古くて壊れたおもちゃをすぐに捨てるのではなく、「大切にしたい」というお子様の気持ちを大事にしています。

③地区社協の設立促進と活動支援（地区社協・権利擁護班）

座談会の開催数　2 回

地区社協設置数　11 地区

○地域福祉座談会を実施し、各地区の良い点や困っている点、課題などの意見を出し合い地域課題を共有してもらいました。
○各地区での会合などの機会に職員が訪問し、地区社協について説明を行いました。また、福祉委員や民生委員の研修会・会合などでも説明を行いました。

○地区社協の研修会を 2016（平成 28）年度と 2018（平成 30）年度に実施しました。学生主導のグループワークなど従来にない視点や雰囲気での開催となり、活発な意見交換が行えました。

○広報誌「福祉あさくち」に地区社協の活動を紹介する「地区社協訪問」の連載を開始しました。地区社協の年間行事や地区の特性、活動に参加する方の声を紹介し、地区社協活動の有用性をアピールしています。

大学生を交えた「地区社協研修会」

④ボランティアセンターの活性化（サロン・ボランティア班）

ボランティア講座開催数　23 回

出前福祉講座*開催数　9 回

○各種ボランティア養成講座を通じ、聴覚障がい者や視覚障がい者への理解を深め、ボラティア団体の会員を育成してきました。

○2018（平成 30）年度にボランティア講座「はじめの一歩」を市内 3 ヶ所で開催し、今までボランティアに興味のなかった新たな層の掘り起こしを行いました。

○災害ボランティア講座は以前より行っていましたが、平成 30 年 7 月豪雨により、浅口市で初めて災害ボランティアセンターを立ち上げ被災者支援を行いました。

○夏のボランティア体験*や出前福祉講座を通じて、小中高生の社会福祉に関する理解を深めると同時に新しい発見や「ともに生きていく」視点について考える機会を提供しました。

○市内の小中学校をボランティア協力校に指定し、児童が行う福祉活動やボランティア活動の支援を行いました。

○「I LOVE ボランティア作戦*」の清掃活動を通じて、誰でも気軽にボランティアに参加できるように初めてのボランティアの機会を提供してきました。中高生や親子連れ、お年寄りまで多くの方が参加し好評を得ています。

福祉の心をはぐくむ福祉学習「出前福祉講座」

⑤地域の見守り活動の充実（子育て・見守り班）

福祉委員数　258 名

いのちのバトン＊ 設置数　2,573 個

ふれあい給食＊ 配食数　5,166 食名

〇民生委員と福祉委員の合同研修会を 3 地区で開催しました。民生委員と福祉委員が一同に会することで、お互いに顔が分かり、連携や役割分担に成果をあげています。

〇高齢者世帯や障がい者世帯を対象にいのちのバトンやバースデイ訪問を民生委員と福祉委員を通じて行っています。バースデイ訪問では即席みそ汁をプレゼントし喜ばれています。

〇各地区にてボランティアを通じて給食サービスを実施しています。お弁当の配食を通じて、高齢者世帯の見守りを行っています。

まごころを込めたお弁当づくり「ふれあい給食」

⑥総合的な相談支援センターの充実（地区社協・権利擁護班）

権利擁護推進センターのべ相談件数　3,168 件

なんでも相談会相談件数　20 件

日常生活自立支援事業のべ相談件数　39 件

〇2014（平成 26）年に「あさくち権利擁護推進センター＊」が行政委託により開設されました。気軽に相談できる窓口を設け、生活相談や福祉相談を受けています。

〇2016（平成 28）年より生活支援及び総合的な相談支援センターの設置検討委員会を立ち上げ検討を重ね、民生委員を対象に生活課題のアンケート調査を行いました。

〇2018（平成 30 年）より浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」＊が設立され、フードドライブを実施しています。

〇浅口市に由来のある、または自主協力がいただける専門職（介護・福祉・医療・司法等）に賛同いただき「あさくちネットワーク懇談会＊」創設しました。顔の見える連携体制を賛同者の意見を基に構築してきています。

専門職による「福祉・成年後見なんでも相談会」

〇毎年、専門職、行政及び社協職員により「なんでも相談会」を開催しています。

２．１次計画の課題と２次計画へ継続する取り組み

①たすけあいの拠点となるサロンづくり

〇レク用品の貸出や職員派遣を通じて、サロンの運営支援を行ってきたことはこれからも継続する必要があります。サロン博覧会を通して情報提供や情報交換に努めてきましたが、ヒアリング調査によるとサロンメンバーの高齢化や固定化がみられ、徐々にサロンの運営が難しくなっている現状にあることがわかりました。各地区の特色、事情にあわせた育成支援を行います。

〇継続的な働きかけにより新たに６つのサロンが立ち上がるなど、一定の成果がみられましたが、まだ多くのサロン未設置地区が残ります。アンケートによりサロン未設置地区では総じてサロンの認知・関心度が低いことが分かりました。さらなるサロンの周知・普及啓発を促進します。

〇地区全体への見守りとしては、サロンに来られない引きこもりがちな方への対応に問題があります。社協としてサロンをバックアップできるような人員などの体制を整えながら、地域の見守りの拠点となるサロン作りを目指します。

②子育てに取り組む団体の支援

〇未就学児の支援には行政・民間ともに多数の支援があります。未就学児だけでなく、小中学生にも目を向け、居場所づくりや体験型のワークショップを通じて豊かな人間性の育成が行えるなど長期的に続けられる事業をともに考えていきます。

〇子育て支援団体の横の連携・相談体制が現在のところ希薄であり、お互いの情報が共有されていません。子育て支援の活動を整理しながら、不足しているもの・出来ていないものを明らかにしていく取り組みが必要です。また団体設立の要望があれば、社協として支援できるようにしていきます。

③地区社協の設立促進と活動支援

〇地域内では地区社協の必要性を感じつつも、新たな組織の立ち上げや活動への負担が先に立つことで、設立に向けた取り組みをしても頓挫することがありました。職員の地区社協への研修を進めて、実態にあった組織の在り方を再検討しつつ、地区社協設置に向けた取り組みを進めていきます。

〇地区社協ごとに成り立ちや特性、活動状況に違いがあり、会長など地区社協役員が一同に会しての情報交換の場を持つことが出来ませんでした。地区社協活動の行き詰まりやマンネリ化、組織運営の課題などに対し、地区社協同士が情報交換・提供し合うことは活動の活性化・充実化の一助になると思われます。型にこだわらず研修会等での実践発表も含めて情報提供・交換が出来る機会を創設します。

④ボランティアセンターの活性化

〇ボランティアの高齢化・後継者が常に問題になっており新たな若い世代のボランティアを養成していくことが求められています。今までボランティアに興味のなかった人達に、ボランティアのやりがいや楽しさをアピールできるように取り組みます。

〇「夏のボランティア体験」や「出前福祉講座」を通じて手話・点字・車いす体験など小中高生へ体験の場を提供してきましたが、ボランティアの基本理念に踏み込んだ学習までには至っていない点に課題が残ります。内容を見直し、ボランティア精神を育めるような学習を目指します。

〇誰でも気軽に参加できるボランティアとしての機会が少なく、広く市民が参加できるようなボランティア活動の場として「I LOVE ボランティア作戦」を広く情報提供し、多くの方に気軽に参加してもらえるように努めます。

〇市内 NPO 法人については、障がい者支援に関わる法人との継続的な連携・活動支援ができており、今後も活動を進めていきたいと思います。多様化する福祉ニーズへの対応強化という点では、市民提案型協働事業（未来デッサン）の実施団体等、幅広い活動団体との連携も視野に入れて活動を推進します。

⑤地域の見守り活動の充実

〇民生委員や福祉委員が中心に取り組む高齢者の見守り活動は、今後も継続していきます。また、高齢者だけでなく、地域のこども達にも目を向けた見守り活動の実施も検討していきます。いのちのバトン、バースデイ訪問についても今後継続して行い、また広く周知していきます。

⑥総合的な相談支援センターの充実

〇窓口を訪れる相談者の件数が毎年増加の傾向にあり、相談経路は、民生委員や介護支援専門員、金融機関、行政から紹介される方が８割を占めています。相談内容の８割が成年後見制度の利用相談ですが、背景になんらかの生活課題や福祉課題を抱えている方が少なくありません。課題を抱えている方が早期に相談窓口にたどり着けるよう、住民への窓口周知、二次相談先との連携、専門職との連携を進めていきます。

〇生活困窮者に対し、アンケート調査からも潜在的な支援の必要性が高まりつつあります。大きなセンター等の設置よりも、各機関や専門職等の連携にて支援体制を構築していくことが大切です。繋がりや実績から、地域に足りない社会資源を開発していきます。

〇相談窓口が多様化・専門化され充実はしてきましたが、どこに相談して良いかわからない、相談窓口のたらい回し、縦割りなどにより相談に辿りつけないケースも出ています。専門職との連携を定着させていくことにより、地域に潜在化しているニーズを掘り起こしていくことが期待されています。専門職連携において、事務局機能の充実を図ることにより、専門分野が違う専門職が互いに連携し合える体制や、ＳＮＳ等を活用した情報共有を行います。

第４章 浅口市における福祉課題のまとめ

第 2 章の市の現状や各種調査結果、第 3 章での第 1 次活動計画の実績と課題を受け、福祉課題を次の 12 項目で整理しました。

１.支え合い助け合いの推進

（具体的な課題）
- 住みなれた地域でできるだけ長く安心して暮らすために、支え合い、助け合うことが必要
- 近隣住民が助け合うことのできる取り組みが求められる
- さまざまな機関や団体、行政との協働により地域を支えるしくみを

少子高齢化や核家族化が叫ばれて久しい今日ですが、その進展はライフスタイルの多様化などの社会構造の変化をもたらしてきました。また、生活者の価値は多様化し、物の豊かさよりも心の豊かさを重視するようになり、人それぞれの個性を尊重する傾向はさらに強まってきています。どのような状況であっても「住み慣れた地域で暮らしたい」との想いをできる限り支えることができるよう、ふれあいサロンの活動支援、未設置地区への立上げ支援に取り組み、近隣住民の交流の場を広げていきます。また、民生委員や福祉委員と連携し、地域で見守りが必要な方への声かけ活動、関係機関・団体や行政等と協働することで、だれひとりとり残されない地域づくりを進めていきます。

２.地域のつながりづくり

（具体的な課題）
- 地域のつながりが弱くなり、助け合う意識が薄れている
- 無就労の若者やひきこもりなど、複合的な生活課題を抱えている人々の存在が聞かれるようになった
- 住民が主体となって福祉課題に取り組むことができるしくみを

めまぐるしく変化する社会情勢や、それに伴う人びとの価値観の変化により、地域の抱える福祉的課題は複雑・多様化しています。こうした新たな福祉課題への対応は、公的制度や専門機関だけでは限界があり、地域の実情をよく知る地域住民の力が重要になってきます。それらをより効果的なものとするためには地域の各種団体や専門機関、公的機関が効率よく連携できるしくみづくりが必要です。地域のさまざまな団体・機関を結びつけるため、地区社協の設置推進・活動支援を行い、住民が地域の福祉課題を主体的に考える取り組みができるよう支援します。また、設置済地域への継続支援に取り組みます。

３.福祉教育の推進

（具体的な課題）
・ボランティアや福祉について学ぶことのできる機会が少ない
・みんなが互いの違いを認め合い、助け合える優しさを
・差別や偏見など貧困的な福祉観をなくしていく

福祉教育は、すべての人が「かけがえない存在」として尊ばれ、差別や排除されることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目的としています。福祉教育を推進することにより、人とのつながりの大切さを伝え、だれもが認め合える多様性のある地域社会の実現を目指します。また、地域住民や企業、公的機関や各種団体などと手を組み、さまざまな立場の人がそれぞれの視点で人格を尊重しながら互いに福祉を考える機会が得られるよう努めます。

４.地域の人材の育成

（具体的な課題）
・福祉を支える人が高齢化し、人手が不足している
・支える人が継続して取り組むことができる工夫を

福祉ニーズの増大、多様化・高度化に伴い、福祉活動を支える専門職やボランティアなどの需要はさらに高まっています。そのような状況のなか、過疎化が進む地方では新たな担い手不足はより深刻であり、現状においても将来的にも楽観視できない状況です。新たな人材を確保するため、市内の様々な団体や機関と連携してイベントや養成講座、ホームページでの情報発信等で福祉の仕事の魅力が広く伝わるよう取り組みます。

また、地域福祉活動に取り組む人を対象としたフォローアップ研修や、相談窓口設置等の取り組みにより、人材の継続的支援を行います。

５.ボランティア・福祉活動の支援

（具体的な課題）
・各種福祉団体・ボランティア団体が継続して活動できる支援を
・若年層の参加が少ない
・誰もが参加しやすいしくみづくりが必要となる

市の統計によれば、ボランティア団体への所属人数は減少しているものの、個人ボランティアの参加人数は増加傾向にあります。団体の所属人数減少は、人が固定化することで年齢層の偏りが生じ、団体継続のために新たな層を取り込むことが必要になってい

ると言えます。また、個人での参加人数が増えているということは、所属によらない新たなかたちでの参加を望むニーズがあるともいえます。

各種イベントや団体同士のつながりづくりを通してボランティア活動の活性化、継続支援に取り組むとともに、活動のありかたや情報発信の方法を見直し、これまで活動に興味・関心があるにも関わらず参加に結びつかなかった方など、初めての方が参加しやすいボランティア活動の推進に取り組みます。また、各種ボランティア・福祉団体の活動を多面的に支援することで活動支援を推進します。

６.情報提供の充実

（具体的な課題）
・福祉活動に対する情報発信力が弱く、認知度が低い
・必要な人に必要な情報が届くしくみを

福祉活動に関する情報は、これまで全戸配布の広報誌や各地域にある福祉掲示板、回覧板等で情報発信に努めているところです。しかし、これら主だった発信は紙面を通じたものであるため、特定の人に届かない、関心の薄い人に見てもらうことができないなどといったこともあり、より多面的な情報発信が必要であると考えます。

今後は既存の発信方法だけでなく、スマートフォン等情報端末の普及によってより身近なものとなったＩＣＴ（情報通信技術）やＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用し、色々な人に社協事業が広く伝わるよう取り組みます。また、分りやすい情報発信となるよう努めます。

７.居場所づくり

（具体的な課題）
・地域の誰もが気軽に集まれる場所がほしい
・地域で孤立している人がいる

高齢者だけでなく、障がいのある方や子育てに悩む方、その他さまざまな理由により生きづらさを感じている方にとって、地域で孤立することは生活課題をより深刻にする原因となり、そのような事態は避けなければなりません。そのためには地域における居場所づくりが重要なものとなってきます。居場所づくりに取り組む団体の立上げを支援し、誰もが参加しやすい居場所づくりに取り組むとともに、コミュニティワーカーによるアウトリーチにより参加促進を図ります。

８.移動手段の支援

（具体的な課題）
・移動の「足」がなく、通院や買い物、各種活動への参加が難しい
・加齢、ケガや病気、障がいによって移動に困難がある場合の手段がない

地域座談会やアンケートでも移動手段に関する不安の声は多く、今後も移動手段の確保は欠かせない課題になっています。これまで、福祉車両や車いすなどのレンタルによって移動を支援していますが、今後はそれら従来の取り組みに加え、外出支援ボランティアの養成を支援し、ニーズに応じた外出ができる環境を整えることを目指します。

９.総合的な相談支援センターの充実

（具体的な課題）
・福祉に関する困りごとをどこに相談してよいか分からない
・生きづらさを抱え、ひとりで思い悩んでいる人への接し方がわからない

ライフスタイルや価値観の多様化は、新たな生活課題や福祉課題を生み出してきています。しかし、従来の福祉システムでは「対応できる制度やサービスがない（制度の狭間）」、「課題が複合していて１つの機関で支援できない」「支援の糸口が見つからない」など、福祉・介護支援に結びつかず、虐待や社会的孤立など、より深刻な問題となることも少なくありません。地域ニーズに合わせ、地域や関係機関と専門職、行政、社協などが連携したネットワークをつくり、あらゆる相談に対応できる包括的な支援体制の構築を目指していきます。

１０.生活困窮者への支援

（具体的な課題）
・さまざまな理由により生活に困窮している人や世帯への支援、子どもの貧困への支援充実をして欲しい。

「働きたくても仕事がない」「家族の介護で働くことが難しい」「再就職に失敗し雇用保険がきれた」「社会に出るのが怖くなった」など、さまざまな理由により生活に困窮する方も多く、昨今の不安定な状況下にあってはいつだれがそのような状況になってもおかしくありません。福祉貸付金等、既存の制度で生活困窮者を支えるとともに、行政や民間企業、社会福祉法人連絡会、ＮＰＯ法人やボランティア団体と連携し、総合的な支援体制を整備します。

11.災害時の支援

（具体的な課題）
・災害発生後の生活不安に対する支援の充実
・災害への備えが分からない

近年、地球規模の気象変動によってこれまで数十年に一度、百年に一度と言われていた規模の自然災害が毎年のように各地で発生しており、地域住民の災害への関心度はこれまでになく高まっています。事実、座談会やアンケートにおいても災害発生時・発生後の地域のあり方を危惧する声は多く、災害ボランティアを設置する社会福祉協議会の役割やその取り組みはいっそう重要なものとなっています。

今後も平常時から定期的な災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施、非常時に迅速な対応ができるよう努め、また地域住民や関係機関、団体行政との連携を通じたセンター運営ができるよう取り組みます。

１２.地域福祉を支える財源の確保

（具体的な課題）
・資金、財源の確保が求められる
・寄付や募金が少なくなっている

社会福祉協議会は公共性を持つ民間団体であり、市からの補助金・受託金と、地域の皆さまからの会費や共同募金配分金、寄付金などを財源として運営し、地域福祉活動の推進を行っています。一層の活動充実を図るためにも財源確保は今後の重要なテーマといえます。自主財源確保のための新たな取り組みを行うとともに、寄付や募金の使途を分かりやすく伝え、助け合いが広がるまちづくりを目指し、地域から信頼される組織運営に引き続き取り組みます。

第５章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

「あたたかく　ささえあって　くらせる　ちいきをめざして」

子どもから高齢者まで、障がいのあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることは誰もの願いです。

その実現のためには、身近な地域の中で人と人がふれあい、お互いに支え合うことが大切であり、「福祉のまちづくり」を一層進めていくために、第１次活動計画で掲げた基本理念「あたたかく　ささえあって　くらせる　ちいきをめざして」を、本活動計画にも引き継ぐこととしました。

２．基本目標と重点目標

浅口市地域福祉計画で掲げられた３つの基本目標は、浅口市の地域福祉を進める基盤となります。その基盤の上に「福祉のまちづくり」を実践するための取り組みを定めたものが活動計画であることから、本計画の基本目標も、浅口市地域福祉計画の基本目標を踏襲し設定しました。

また、第４章の福祉課題のまとめより打ち出された１２の重点目標を、関連のある３つの基本目標それぞれに分けて整理しました。

第２次 浅口市地域福祉活動計画

〇基本目標１　「支えあいのまち」づくり

～ みんなでつなぎ　みんなが　つながるまち　浅口 ～

〇基本目標２　「人に優しいまち」づくり

～ みんなで集い　ふれあい　交流するまち　浅口 ～

〇基本目標３　「安心のまち」づくり

～ みんなで見守り　助け合うまち　浅口 ～

３．体系図

基本理念と基本目標、重点目標をまとめて体系図にしました。

基本理念	基本目標	重点目標
あたたかく **さ**さえあって **く**らせる **ち**いきをめざして	1.「支えあいのまち」づくり ～ みんなでつなぎ　みんなが つながるまち　浅口 ～	① 支え合い助け合いの推進 ② 地域のつながりづくり ③ 福祉教育の推進 ④ 地域の人材の育成 ⑤ ボランティア・福祉活動の支援
	2.「人に優しいまち」づくり ～ みんなで集い　ふれあい 交流するまち　浅口 ～	① 情報提供の充実 ② 居場所づくり ③ 移動手段の支援
	3.「安心のまち」づくり ～ みんなで見守り 助け合うまち　浅口 ～	① 総合的な相談支援センターの充実 ② 生活困窮者への支援 ③ 災害時の支援 ④ 地域福祉を支える財源の確保

第６章　計画の推進に向けて

１．計画策定の骨子

本活動計画の策定にあたり、浅口市社会福祉協議会の中央組織である、全国社会福祉協議会が打ち出した「全社協　福祉ビジョン２０２０」および、そこに包含された「地域共生社会」と「ＳＤＧｓ」を計画の骨子として取り入れています。

① 全社協福祉ビジョン２０２０

「全社協　福祉ビジョン２０２０」は、少子高齢化、人口減少社会の本格化など、社会環境が 2040 年に向けて大きく加速化することが予想され、国の経済、財政等に与える影響が懸念されています。その変化を見据え、課題認識を共有しつつ、福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤となるのが「全社協　福祉ビジョン２０２０」です。

この中で、国が進めている「地域共生社会の推進」と国際的に進められている「ＳＤＧｓ＝誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を含め、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています。

② 地域共生社会

これまで、わが国の福祉のあり方は、「高齢者」「障がい者」「子ども」など、対象者ごとに制度が定められる、いわゆる「縦割り」のシステムでした。しかし、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」や高齢の親とひきこもりの子が同居している家庭の貧困や孤立といった「８０５０問題」など、複合化・複雑化した課題を抱え、地域で孤立するケースの増加が社会問題となっています。

このような課題に対応するため、国は「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」を提唱し、「縦割り」や「支え手・受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

③ ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標　Sustainable Development GoalS）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、2030 年までを期限とする国際目標です。

ＳＤＧｓは、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。 ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり，日本でも近年それぞれの目標に向け、企業や行政、教育機関などさまざまな分野で積極的な取り組みがなされています。

国際的な目標ですが、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を目指すことは、社会福祉協議会の進める地域福祉の理念に合致することから、本活動計画ではそれぞれの重点目標ごとに、次の 17 のゴール（目標）の中で関連のあるものを掲げています。

「ＳＤＧｓの一歩は身近な行動から始まる」と言われるように、普段の一人ひとりの行動が社会を変える大きな力になります。まずは身近な地域での取り組みから、持続可能な福祉のまちづくりを目指します。

ＳＤＧｓの 17 の目標

１貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

２飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

３すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

４質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を実現し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

6安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

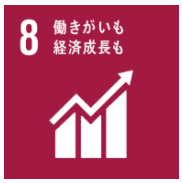

８働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する

9産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する

11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12 つくる責任　つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する

13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋･海洋資源を保全し､持続可能な形で利用する

15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

２．重点目標の推進

重点目標の推進にあたり、それぞれの目標についての基本方針、目標達成のためのアクションプラン（行動計画）をまとめるとともに、ＳＤＧｓで 17 のゴール（目標）と関連があるものを列挙し、本計画が終了する 2026 年に浅口市がどのようなまちになっているとよいかを書き表しました。

基本目標１「支えあいのまち」づくり
～みんなでつなぎ　みんながつながるまち　浅口～

重点目標１　**支え合い助け合いの推進**

基 本 方 針

○民生委員や福祉委員など地域の福祉活動を支える方々が連携し、行政や関係機関にも呼びかけ、協働することで一人ひとりの困りごとから地域を支えていく仕組みづくりをめざします。

○だれひとり取り残されない地域を目指した取り組みを行います。

アクションプラン（行動計画）

１．ふれあいサロンの活性化を図ります。

・地域事情に合わせたサロンボランティアの人材を育成し、後進を育てていきます。
・サロンプログラムを支援するボランティアのコーディネートを進めます。
・サロンサミット（仮称）を開催します。
・サロン未設置地区への立ち上げ支援を行います。

２．地域の見守り活動の活性化を図ります。

・「ご近所福祉ネットワーク＊」活動を推進し、見守り声かけ活動を強化します。
・民生委員と福祉委員の情報交換会を開催します。
・いのちのバトン事業の周知を図り、設置を進めます。
・ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した見守りを促進します。
・学童の登下校の見守りを推進します。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆あいさつの輪が広がっている
☆近所と仲良く、一人暮らしでも安心して暮らせる

基本目標１「支えあいのまち」づくり
～みんなでつなぎ　みんながつながるまち　浅口～

重点目標２　**地域のつながりづくり**

基 本 方 針

○身近な福祉課題について、地域で解決できる仕組みづくりを支援します。
○住民主体の福祉活動、生活支援サービスの仕組みづくりを支援します。

アクションプラン（行動計画）

１．地区社協の設置推進および活動支援に取り組みます。

・未設置地区への説明会・研修会を積極的に行います。
・未設置地区の地域事情（単独・広域など）にあわせた設立支援を行います。
・地区社協活動推進を支援します。
・地区社協同士や行政などとの情報交換や連携を図ります。

２．生活支援の体制整備およびコーディネーター＊の配置を進めます。

・さまざまな人が社会貢献できる場づくりに取り組みます。
・地域福祉課題にあわせた社会資源の開発に取り組みます。
・生活支援サポーターが交流できる場づくりに取り組みます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆ふだんから住民同士で助け合えている
☆全地域に地区社協ができている

基本目標１「支えあいのまち」づくり
～みんなでつなぎ　みんながつながるまち　浅口～

重点目標３　**福祉教育の推進**

基 本 方 針

○人と人がつながり合う関係や、つながりの再構築を目指す福祉教育を行います。
○多様性を認め合える地域社会を目指した福祉教育を行います。

アクションプラン（行動計画）

１．豊かな福祉観、排除されない共生社会を目指した福祉教育に取り組みます。

・思いやりの心を醸成するため、小中学生、高校生へのプログラム化された（年齢に応じた）福祉学習に取り組みます。
・サービス・ラーニング＊（奉仕活動と学習活動を組み合わせた活動）に取り組みます。
・誰でも自発的に福祉について学べる場づくりに取り組みます。

２．学校や地域住民、企業、公的機関、その他関係者などを巻き込んだ福祉教育の場づくりに取り組みます。

・多様な人々が相互に人格を尊重し、互いに学べる場づくりに取り組みます。
・さまざまな媒体を通じた福祉学習の機会を提供します。
・学びを通じて、「自治会離れ」などによる地域の課題を理解し、地域の活性化につなげます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆優しさのあふれるまち
☆お互いに認め合えている

基本目標１「支えあいのまち」づくり
～みんなでつなぎ　みんながつながるまち　浅口～

重点目標４　**地域の人材の育成**

基 本 方 針

○地域福祉に取り組む人材の確保、定着に取り組みます。
○人材の継続的支援を行います。

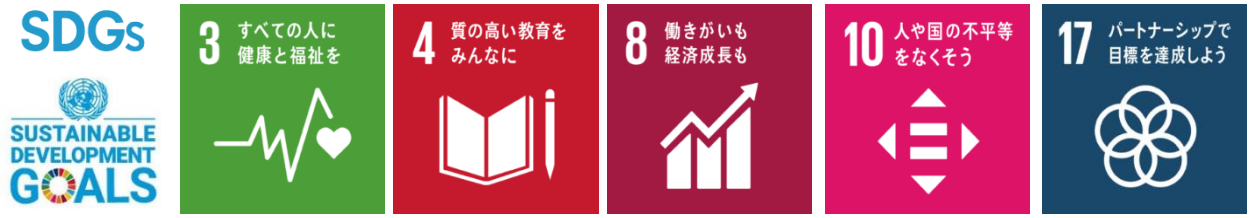

アクションプラン（行動計画）

１．新たな人材の発掘・育成を進めます。
- 各種ボランティア養成講座を開催します。
- 各種ボランティア活動を紹介する冊子の作成を行います。

２．福祉を支える人材の定着・育成を進めます。
- 各種ボランティア養成講座のフォローアップ研修を開催します。
- 福祉、介護に関わる人からの相談窓口を設置し、浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」と連携して対応します。

３．多様な人材確保のための啓発を行います。
- イベントを通じた各種ボランティア・団体の活動紹介を行います。
- ホームページなどを通じた各種ボランティア情報の発信を進めます。
- 「かけはし」と連携し、福祉の仕事の魅力を発信します。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆「**やってみたい**」**が実現できる**
☆ **誰もが主役になれるまち**

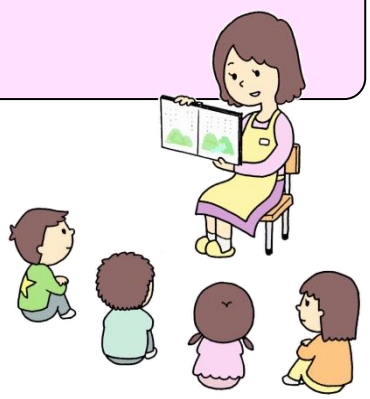

基本目標１「支えあいのまち」づくり
～みんなでつなぎ　みんながつながるまち　浅口～

重点目標５　**ボランティア・福祉活動の支援**

基 本 方 針

○若い世代のボランティア育成と興味関心を高めるための取り組みを行います。
○誰でも気軽にできるボランティア活動に取り組みます。
○福祉団体の活動を支援します。

アクションプラン（行動計画）

１．ＳＮＳなどを活用し、ボランティア活動情報を提供します。
・空いている時間を活用した、気軽に参加できるボランティア活動を提供します。

２．誰でも気軽に参加できるボランティア活動を行います。
・ボランティアイベント「I LOVE ボランティア作戦」を定期的に開催します。

３．市内で活動するボランティア団体、福祉団体への情報提供や活動支援を推進します。
・ボランティア団体・福祉団体の活動を多面的に支援し、地域の福祉課題の解決に向けて協働します。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆ボランティア活動が広がっている
☆思いやりの心いっぱいのまちになっている

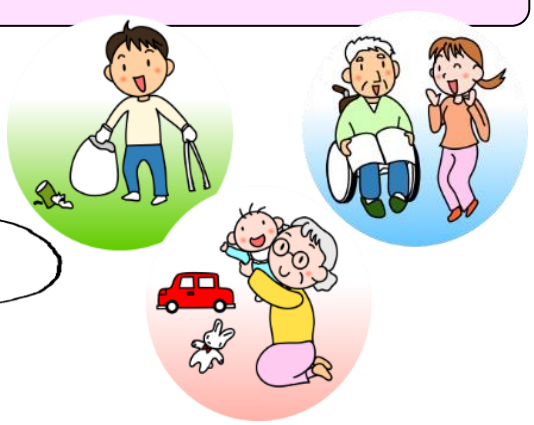

基本目標２「人に優しいまち」づくり
～ みんなで集い　ふれあい　交流するまち　浅口 ～

重点目標１　**情報提供の充実**

基 本 方 針

○社協事業を広く知ってもらうための取り組みを行います。

○福祉に関する情報発信・収集に取り組みます。

アクションプラン（行動計画）

１．分かりやすい情報発信を進めます。

・親しみやすい広報誌を定期的に発行します。

・かわら版による情報発信に努めていきます。

・ホームページによる情報発信に努めていきます。

２．ＩＣＴの活用を進めます。

・情報社会にあわせた情報発信に努めます。

・ＳＮＳを活用した幅広い世代への情報発信を行います。

・オンライン申請を進めていきます。

３．職員が地域に出向いての情報発信・収集を行います。

・アウトリーチによる情報発信を進めていきます。

・アウトリーチにより、情報弱者への情報発信に努めます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆欲しい情報に気軽にアクセスできる
☆必要な人に必要な情報が届く

基本目標２「人に優しいまち」づくり
～ みんなで集い　ふれあい　交流するまち　浅口 ～

重点目標２　**居場所づくり**

基 本 方 針

○参加しやすい居場所づくりを支援します。

アクションプラン（行動計画）

１．地域における居場所づくりを推進します。

・居場所づくりに取り組む団体の立ち上げ・活動を支援します。

２．気軽に参加できる交流イベントを開催します。

・居場所づくりに取り組む団体の交流の場を設けます。

・ボランティアの交流、情報交換の場となる「ボラカフェ（仮称）」を開催します。

３．コミュニティワーカーによる地域支援づくりに取り組みます。

・コミュニティワーカーによるアウトリーチを図ります。

・地域の福祉課題を地域で解決できるよう支援していきます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆気軽に集まれる場所がある
☆居場所づくりに取り組む団体が増えている

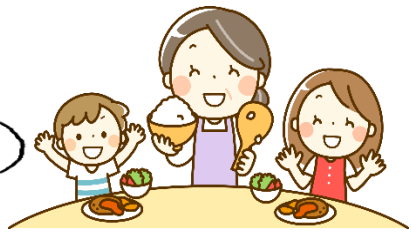

基本目標２「人に優しいまち」づくり
～ みんなで集い　ふれあい　交流するまち　浅口 ～

重点目標３　**移動手段の支援**

基 本 方 針

○気軽に外出できる環境を整えます。

アクションプラン（行動計画）

１．高齢者や障がい者の外出機会の支援に取り組みます。

・福祉車両の利用を進めるために広く周知します。

・車いすなどの福祉用具を整備し、必要な方への貸し出しを進めます。

・ガイドヘルパー＊など移動支援を行うボランティアの養成講座を行います。

２．地域での外出活動への取り組みを支援します。

・地域で活動する福祉団体が行う外出活動の支援を行います。

・外出支援を行う団体の紹介を行い、外出支援の啓発を行います。

・一時的なチャイルドシートの貸し出しを広く周知します。

・社協の福祉車両のＰＲを進めます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆だれもが行きたいところに自由に行ける
☆バリアがない地域になっている

基本目標３「安心のまち」づくり
～ みんなで見守り　助け合うまち　浅口 ～

重点目標１　**総合的な相談支援センターの充実**

基 本 方 針

○あらゆる相談に対応するため、地域と専門職が連携したネットワークづくりを目指します。

○包括的、総合的相談支援体制づくりを目指します。

アクションプラン（行動計画）

１．地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

・成年後見の拠点となる中核機関を設置します。

・司法、介護・福祉、医療等と連携しあらゆるケースに対応できる体制を整え、チーム支援を目指していきます。

・任意後見人への体制づくりに取り組みます。

２．あらゆる相談に応じるとともに、体制づくりに取り組みます。

・見守りサービスの充実を図ります。

・専門職による相談体制を充実します。

・End of life（いわゆる終活）　への支援体制づくりの検討を進めます。

・生活課題を抱える人への支援体制づくりに取り組みます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆だれひとり取り残すことなく支援につながっている
☆生きづらさを感じない町になっている

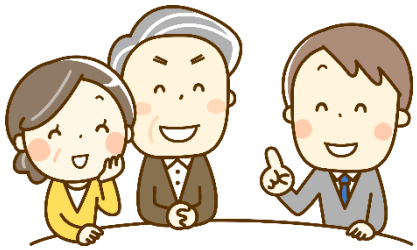

基本目標３「安心のまち」づくり
～ みんなで見守り　助け合うまち　浅口 ～

重点目標２　**生活困窮者への支援**

基 本 方 針

○制度の狭間にある方々への生活支援の充実を目指します。

○行政や民間企業などと連携し、困窮者世帯を支援する体制を整備します。

アクションプラン（行動計画）

１．浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」が行うフードドライブ＊事業を推進します。

・緊急的な食材提供を行います。

・企業と連携し、食材を定期的に確保できる体制を構築します。

・行政と連携し適切な支援・ＰＲ活動に取り組みます。

２．生活困窮世帯を支援する体制を構築します。

・不用な学用品や制服などを活用できる仕組みを作ります。

・引きこもりの実態把握に努め、他機関との協働により支援のあり方を検討します。

３．生活困窮世帯を支援する団体と連携し、活動を支援します。

・地域で活動するＮＰＯ団体やボランティア団体と連携し、総合的な取り組みを

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆さまざまな機関が協力して、助け合える町
☆生活困窮に陥らないセーフティネットがある町

基本目標３「安心のまち」づくり

～ みんなで見守り　助け合うまち　浅口 ～

重点目標３　**災害時の支援**

基 本 方 針

○災害ボランティアセンターの運営に取り組みます。

○行政との連携を強め、被災者への支援に取り組みます。

アクションプラン（行動計画）

１．災害ボランティアセンターの設置運営訓練に取り組みます。

・継続的なセンター設置運営訓練に取り組みます。

・災害ボランティアセンター運営のマニュアルを随時見直します。

・地域住民や地域の各種組織、関係機関・団体、行政などと連携し、災害ボランティアセンターの運営に取り組みます。

・災害ボランティアの養成と登録を行います。

・地区社協やふれあいサロン等で防災、減災についての啓発に取り組みます。

２．被災者への長期的な支援に取り組みます。

・協定締結を通じた外部支援団体との連携・協力の仕組みづくりを行います。

・高齢者、障がい者、要援護者の生活相談・支援の仕組みづくりに取り組みます。

３．地域福祉活動の継続が脅かされる状況に対応できる方策を検討します。

・新しい生活様式にあわせた地域福祉活動のあり方を検討します。

・安心、安全に活動を行うための用具、備品等を整備します。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆いざという時にも住民同士が助け合える

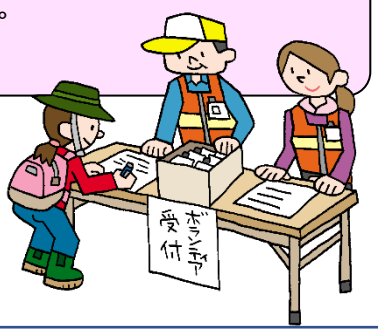

基本目標３「安心のまち」づくり
～ みんなで見守り　助け合うまち　浅口 ～

重点目標４　**地域福祉を支える財源の確保**

基 本 方 針

○自主財源の確保に取り組みます。

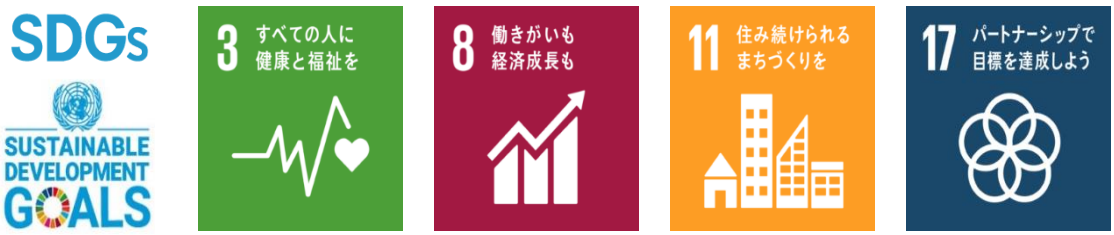

アクションプラン（行動計画）

１．継続的な事業運営を行うために、財源の確保に努めます。

・募金や寄付金等の増強により、地域福祉活動の充実に努めます。

・「社協会費」の使途などについて、分かりやすいＰＲを行います。

・寄付や募金がしやすい環境づくりに努めます。

・新たな財源確保の創出に取り組みます。

２０２６年はこんな浅口市に・・・

☆募金などの助け合いが広がるまち

３．計画の進行管理と評価

地域福祉活動計画に基づく社会福祉協議会の取り組みが、着実かつ効果的に行われているかについて、社会福祉協議会自らがその進捗状況を把握し評価するとともに、地域住民や各種団体の代表者などで構成する外部評価委員会を組織し、評価・点検を行います。計画の評価・点検については、ＰＤＣＡサイクルに基づいて実施します。ＰＤＣＡサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

これにより計画に基づく取り組みの進捗状況や達成度、実績・成果を、３年後に中間評価として評価・検証を行い、よりよい活動や取り組みの推進に努めます。

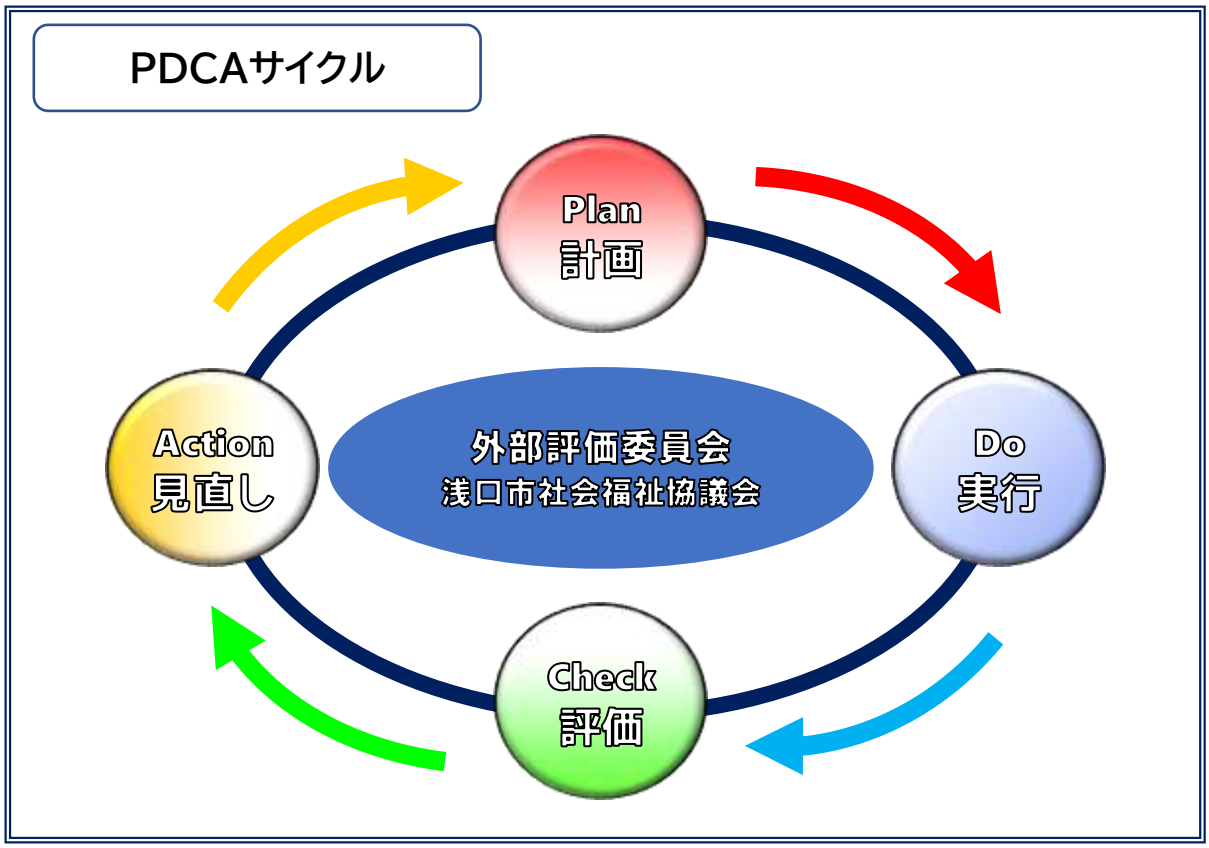

（資　　料　　編）

◇ 第２次浅口市地域福祉活動計画策定の経緯 ◇

① 地域福祉座談会

【開催日・地区】 令和２年 ２月１５日（土） 駅前団地東地区（鴨方町）
２月２２日（土） 中安倉地区（寄島町）

【テーマ】 「地域の課題」「これからの目指す地域と自分たちができること」

※金光地区は新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止。

②団体ヒアリング

【実施時期】 令和２年７月～８月

【内　　容】 市内で活動する各種団体や学校を対象に、団体の活動や活動を通じて感じる浅口市の現状や今後の浅口市への思いなどについて尋ねるヒアリングを実施。24 団体が回答。

③福祉委員アンケート

【実施時期】 令和２年７月～８月

【内　　容】 市内の福祉委員の協力により、担当地域内の福祉や生活に関する課題、今後の地域のあり方などについて尋ねる「地域の福祉に関するアンケート」を実施。181 名が回答。

④第１回策定委員会

【開 催 日】 令和２年１０月２３日（金）

【協議内容】
・委員長・副委員長の選出
・第 2 次浅口市地域福祉活動計画について
・地域の福祉課題について
・計画の方向性について

⑤第２回策定委員会

【開 催 日】 令和２年１２月 ８日（火）

【協議内容】 重点目標の内容についてのグループディスカッション

⑥民生委員座談会

【開 催 日】 令和３年 ３月１０日（水）

【参 加 者】 市内 3 地区の民生委員児童委員会長副会長（7 名）

【内　　容】
・第 2 次浅口市地域福祉活動計画について
・地域福祉の現状について意見交換
・計画の重点目標について意見交換

⑦第３回策定委員会・答申式

【開 催 日】 令和３年 ３月２３日（火）

【協議内容】
・民生委員座談会の報告
・基本目標スローガンの決定
・計画書の最終確認
・答申

①地域福祉座談会

【開催地区】　駅前団地東地区（鴨方町　２／１５）　参加者４７名
中安倉地区（寄島町　２／２２）　参加者２５名

【テーマ】　「地域の課題」「これからの目指す地域と自分たちができること」

駅前団地東地区

中安倉地区

≪地域の課題≫

・道が狭い、車が家まで入らない。
・空き家が多い（手入れが行き届いてなく草が生えて困る）
・子どもが少ない。
・近隣との交流が少ない。
・給食ボランティアのなり手がいない。
・ふれあいバスの便が少ない。お金がかかっても増やしてほしい。

≪これからの目指す地域≫

・横の連絡を充実する。協力してなんでも出来る地区に。
・気軽に集まれる場所が増えたら…。近所づきあいを密に。
・若い人が増えて欲しい。子供の声が聞こえる地区に。
・買い物しやすくなれば…移動販売の車が増えて欲しい。
・皆がお互いを支え合う地区に
・楽しく暮らせる地区に
・バスが毎日運行してくれるとよい
・みんなが気軽にコミュニケーション出来ること。
・障がい者、高齢者に優しいバリアフリー。
・常設のサロン。地域で安心して遊べる場所。
・障がい者のことを理解するため、交流の場づくり。
・災害の備えを充実させる。
・小さなことでも説明や対応、相談に乗ってくれるようなシステムがあればよい。

≪理想の地域づくりのために自分たちが出来ること≫

・人に会ったら明るくあいさつをする
・各班ごとに話し合いができる場をつくる
・民生委員、福祉委員まかせにせず、元気な人が補助する
・町内会の催しに積極的に参加する
・カート(セニアカー)を設置して移動手段を確保する

②団体ヒアリング

【対象団体】

浅口聴覚障害者協会、浅口市立鴨方西小学校児童会、浅口市立金光中学校生徒会、
鴨方東小学校コミュニティスクール、浅口商工会、浅口商工会青年部、
浅口市コミュニティ推進協議会、浅口市民生委員児童委員協議会、浅口市愛育委員会、
浅口市ボランティア連絡協議会、浅口市老人クラブ連合会、浅口市市民後見人、
浅口市障害者相談支援センター「はれーる」、浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」、
鴨方町一人暮らし高齢者の会「むつみ会」一般社団法人岡山県介護支援専門協会浅口支部、
一般社団法人 moko’a、知的障がい者本人の会「ハッピースマイル」、
認知症介護者の会「ささえあい」、鳩ケ丘地区社会福祉協議会、寄島地区福祉委員会、
ボランティアグループ「天草一座」、寄島町国頭地区、寄島地区主任児童委員

（計 24 団体　順不同）

【調査方法】　調査票および社協職員による聞き取り調査

【主な意見】

≪福祉課題≫

○高齢者の移動手段がない
○買い物難民
○成人のひきこもりがいる
○空き家の増加
○介護人材の不足、高齢化
○高齢者と障がい者に対してもっと優しい町
○無人駅の問題（障がい者への配慮不足）
○バリアフリーを増やして欲しい
○地域活動に子育て世代を取り込めない
○市民への広報が足りない（情報提供の不足）
○個人情報保護が邪魔をして何もできない
○福祉従事者の教育、研修の機会が少ない
○課題解決型の体制が取れていない（まちづくり協議会のような組織体制が不十分）

≪社協に望むこと≫

○地区社協の推進　　○ボランティアの発掘と育成
○団体への継続支援　　○金銭的な補助をしてもらいたい
○行政機関との連携　　○地域での助け合い・支え合い活動の推進
○地域のコミュニティと連携して高齢者の家を訪問して話を聞いてもらいたい
○ふれあいサロンづくりなど、小地域活動の促進
○手話カフェのオープンなどイベントの開催
○情報発信が低い（もっと知ってもらえる広報活動を）
○社協の PR を（大きな看板やユニフォーム、マークなど）

③地域の福祉に関するアンケート

【有効回答数／配布数】　181 件／258 件
【居住地】金光　59 名　　鴨方 88 名　　寄島 34 名
【年代】　18～39 歳　4 名　40～59 歳　33 名　60～74 歳　114 名　　75 歳～　26 名

問１　あなたは普段、ご近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか？

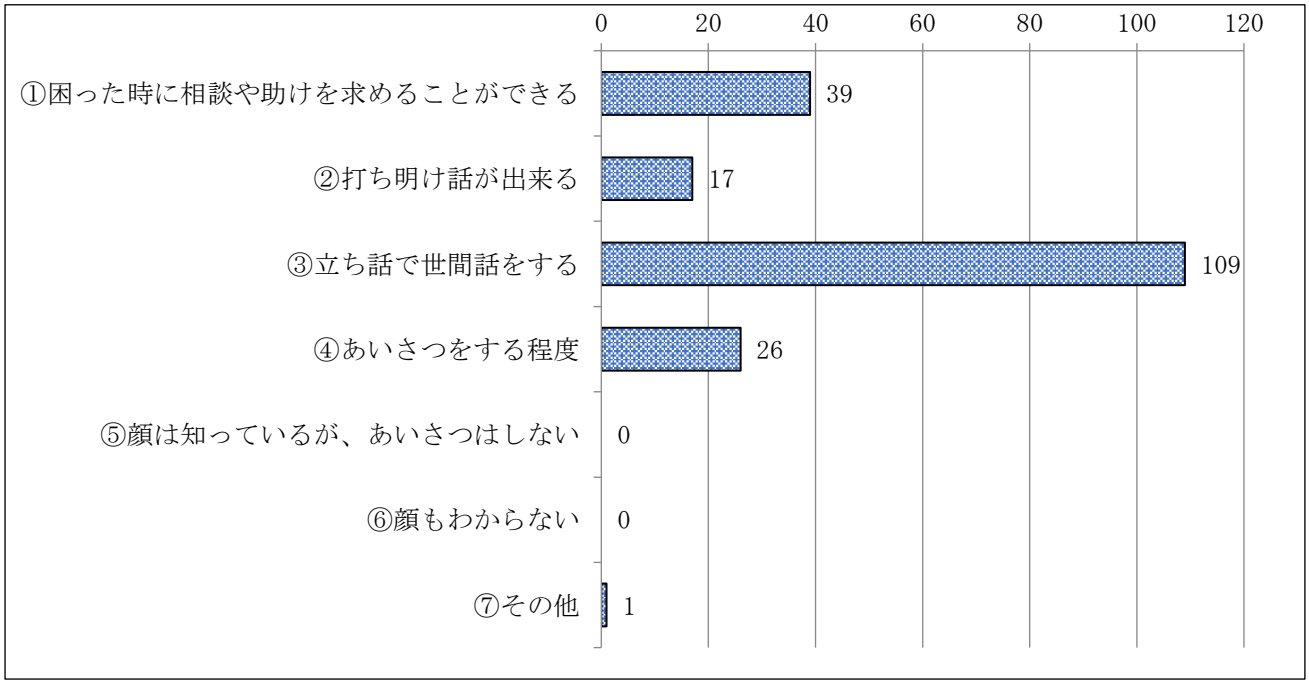

問２　あなたが考える「地域」の範囲とは、次のどれですか？

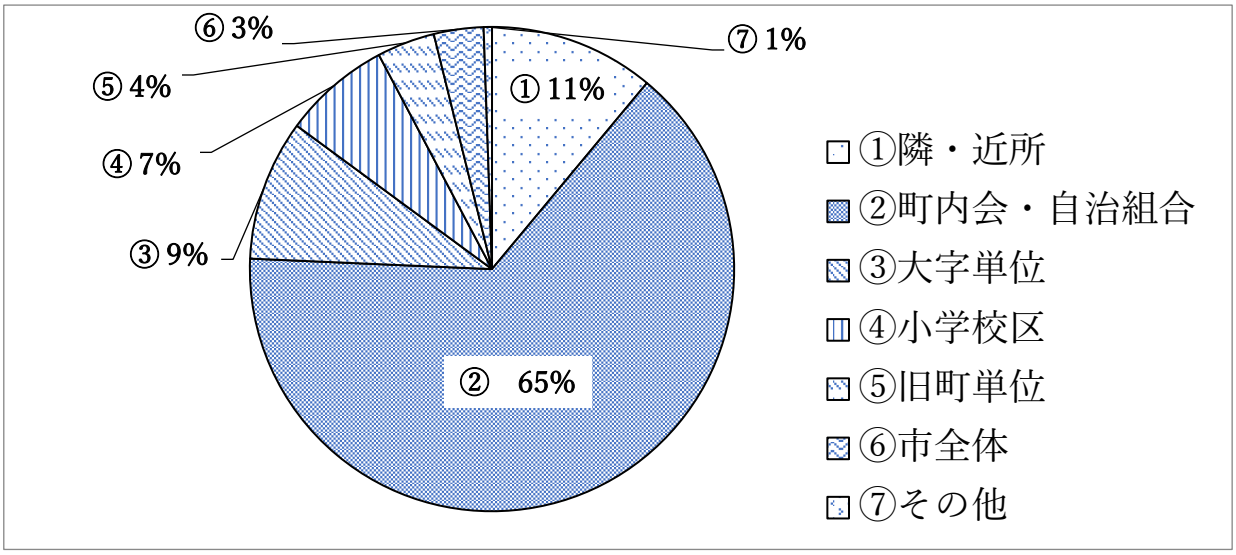

問３　あなたがお住まいの地域では、どのような課題を抱えていますか。

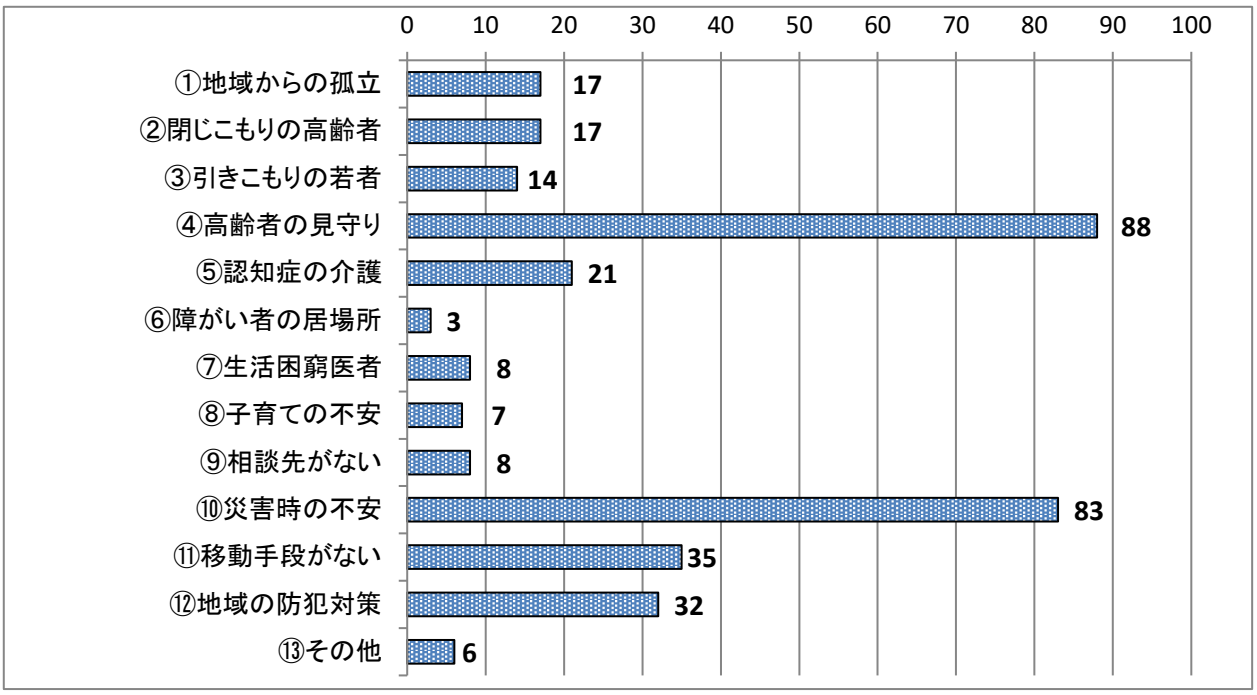

（その他）

・ゴミの出し方、奉仕作業に参加する人が減少。町内会の活動に非協力的な人がいる。
・地域の高齢化、過疎化、高齢者世帯の増加、老々介護の増加
・高齢者の買物、病院等、外出の移動手段がない
・空き家問題、耕作放棄地
・古い地域風習と新しいコミュニティのあり方について
・高齢化に伴いボランティア活動（草刈り）などの実施が難しくなってきている
・地域的に高齢者が多いので災害時の対応をどのようにすればよいか

問４　浅口市社会福祉協議会が策定した第１次浅口市地域福祉活動計画（平成 28 年度～令和２年度）をご存知ですか？

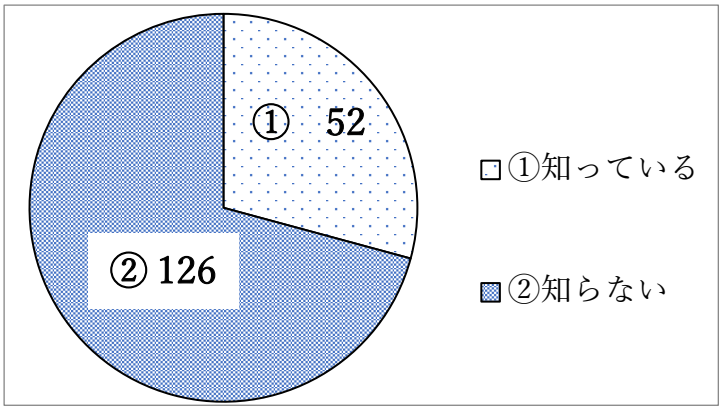

問５　第１次地域福祉活動計画で社協が取り組む６つの重点事業を定めています。
あなたが地域で生活をする上で、必要だと思う事業を３つ選んでください。

① たすけあいの拠点となるサロンづくり
（内容：ボランティアの後継者育成やサロンを通じた支え合いの地域づくりなど）

② 子育てに取り組み団体の支援
（内容：子育て団体の活動と人材育成の支援、子育てに関する研修会の開催など）

③ 地区社協の設立促進と活動支援
（内容：地区社協の設立や相互交流の場の設置）

④ ボランティアセンターの活性化
（内容：各種ボランティア講座の開催やボランティア活動の推進）

⑤ 地域の見守り活動の充実
（内容：見守り活動の連携支援や体制づくり）

⑥ 総合的な相談支援センターの充実
（内容：センターの創設や市民と専門職、行政などとの個別支援体制の構築など）

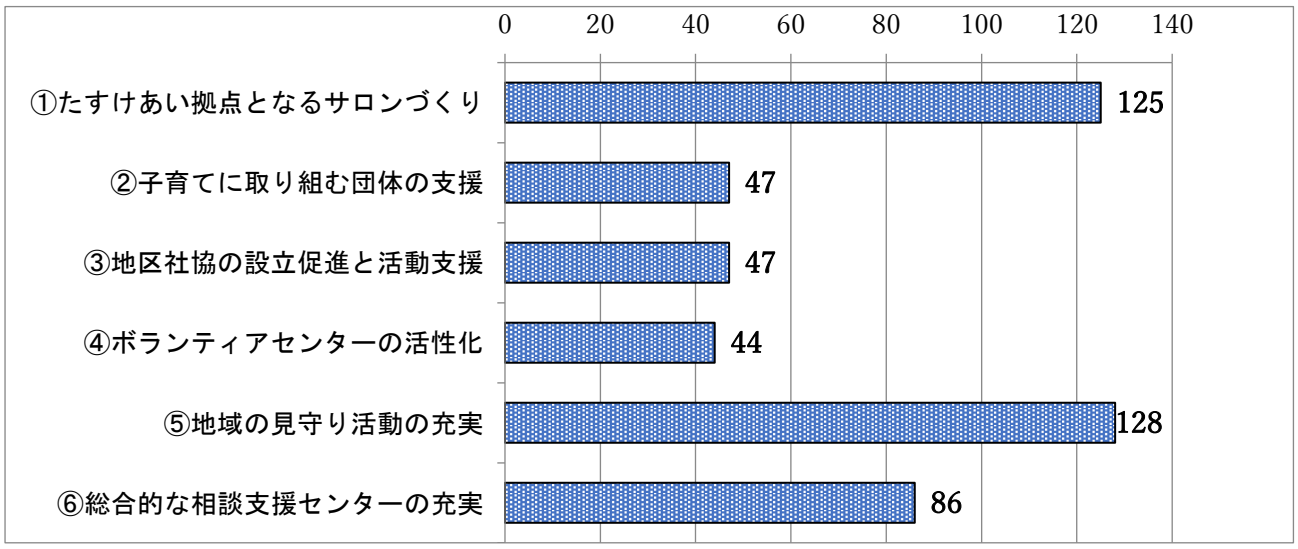

問６　浅口市の５年後がどんな地域だったらいいと思いますか。

①あいさつの輪が広がっている
②いざと言う時に住民同士で助け合うことができる
③普段からできるちょっとしたことで一人ひとりが地域を支えている
④相談先に迷うことなくつながっている
⑤誰一人取り残すことなく支援につながる
⑥欲しい情報が受け取れる状況になっている
⑦子供が増えてにぎやかな地域になる
⑧初めての人でも気軽に立ち寄れるような場所がたくさんできている
⑨いろいろな分野の専門機関が課題解決のために関わりをもっている
⑩社会福祉法人、NPO、企業等が地域の力となって取り組みを進めている
⑪「やってみたいな」が実現できる地域になっている
⑫地域の支援団体として地域から信頼され、社協を応援する人が増えている
⑬その他

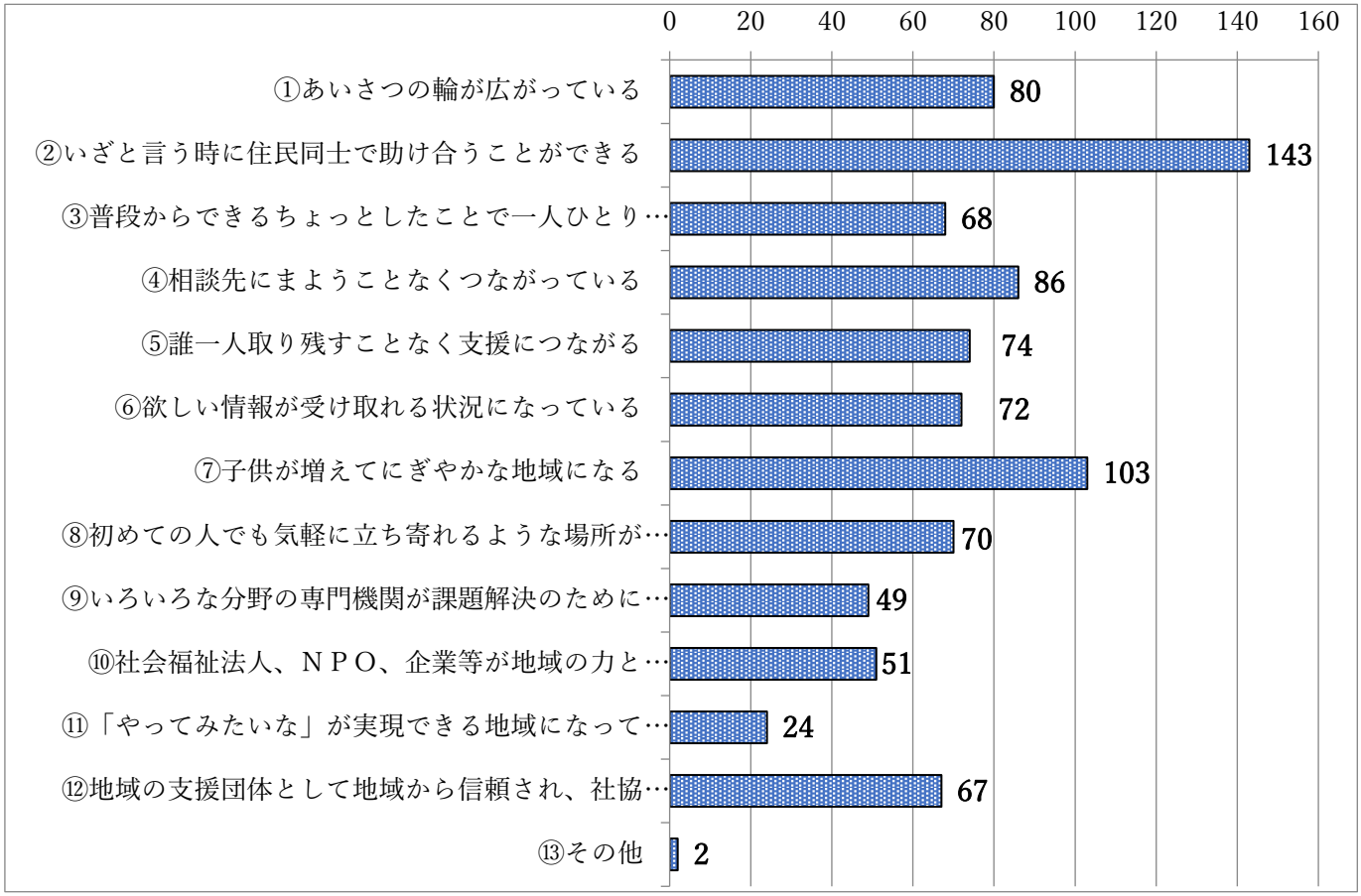

問７　安心して暮らせるまちとなるために、社協にしてもらいたい「何かよいアイディア」などがあれば、ご自由にお書きください。

≪地域座談会・相談会≫

・大字単位での相談会を開催してもらいたい。
・ボランティアを提供している地区に最低でも年1回は市や社協の人が入り、問題点について生の声を聞き意欲が出るボランティア活動に繋げてほしい。
・1人暮らしの高齢者の方の声をしっかり聞き、困っていることに対して対応が出来るようにして欲しい。ご近所の方に助けを求める事は難しいのが現実だと思います。

≪情報発信・PR≫

・まず社協がどんな支援団体で、どんな活動をされ、どんな組織とつながっているのかという事を知ることからだと思います。
・若い世代に社協が取り組んでいることを理解してもらうための行事を行ってもらいたい。
・社協からの「ご近所福祉だより」を見ていない人が多いです。誕生日プレゼントに一筆のメモをつけてみてはどうですか？

≪居場所づくり≫

・1人住まいが増えてきたのでいつでも気軽に立ち寄ってお茶でも飲める喫茶店のような場が欲しい。

≪地域交流≫

・子どもが卒業すると（小・中学）親同士の接点が極端に少なくなります。親の代での顔を合わせるような事が出来ると良いかなと思います。
・子どもが安心できる市に、また老人は地域で集まる機会（サロン）等の回数を増やす。

≪各種事業≫

・買物支援や、お弁当の宅配支援等が充実すればよいのではないでしょうか。
・地域特性を活かした、具体的な行動を願いたい。
・いのちのバトンの中のピンクの紙、H29年から病院名など変化しているので新しい紙があったらいいなと思いました。

≪地域のつながり≫

・高齢者間の情報交換ができるネットワークができればいいと思う。サロン参加が出来ない人の為、災害時の情報提供等。
・お年寄りが多くなります。ちょっとしたことでも、子ども・若い人がお手伝いしてお話が出来れば良いなと思います。
・子育て世代についての支援的な活動。子ども食堂など社協が中心となって計画して欲しい。
・地域で高齢者を支援するには対象者の情報をある程度把握していないと適切な支援は難しいと思う。関わり方が困難である。事前に守秘義務についてのレクチャーをしっかり行い情報交換をしながら支援する方が望ましいのでは？

④第１回策定委員会

令和２年１０月２３日（金）

（協議事項）
・委員長・副委員長の選出
・第２次浅口市地域福祉活動計画について
・地域の福祉課題について
・計画の方向性について

⑤第２回策定委員会

令和２年１２月　８日（火）

（協議事項）
・１２の重点目標の内容について、意見や提案を行うグループディスカッションを実施。

⑥民生委員座談会

令和３年　３月１０日（水）

（出席者）　民生委員会長・副会長７名、策定委員長
（内　容）　・第２次浅口市地域福祉活動計画についての説明
・計画の重点目標について意見交換
・地域福祉の現状について意見交換

【主な意見】

≪自治会について≫

・自治会の未加入・脱会が増え、地域のつながりも希薄になってしまう。
・災害時の避難支援が必要な人ほど個人になっているが、普段からのコミュニケーションがないといざという時に声をかけにくい状況になってしまう。
・市役所でしっかり自治会加入の案内をして欲しい。
・役が担えないから自治会を脱退する人もいるが、せめて自治会には残った方が良い。

≪引きこもりについて≫

・8050 問題は大きなテーマとして掲げるべき。ひきこもりの人に働く意欲を高めるサポートをし、地域で責任を持てる役割を持ってもらうような取り組みが必要ではないか。

≪高齢者支援について≫

・訪問の調整をしても急に断られることもある。どう対応したらいいのか難しい。

≪民生委員について≫

・民生委員や福祉委員は地域福祉で重要な役割を担う。職務内容を十分理解してもらうことが重要である。
・民生委員のなり手がいない。担当地区の統合も考えているが、難しい。
・地区内で亡くなった方がいると、地区長には行政から連絡が行くが、民生委員には来ない。生前、応答がないと民生委員に調査依頼があるため、せめて一報だけでももらいたい。
・縦割り行政により、課をまたいだ対応が難しい。横断的に関わってもらうために何か良い仕組みはないか。

≪計画について≫

・計画の取り組みについて、行政、社協、関係機関のどこが中心でやるか責任の所在を明確にし、境界部分をはっきりさせるべきではないか。
・ＤＶや虐待の問題も計画に組み込むべき。また、振り込め詐欺の被害も相変わらず多く、昨年も 1 回あたり 200 万円を超える被害があった。

⑥第３回策定委員会･地域福祉活動計画答申

令和３年　３月２３日（火）

（協議事項）

・民生委員座談会の報告
・基本目標スローガンの決定
・計画書の最終確認

〇第２次地域福祉活動計画の答申

用　語　集

あ

アイシーティー　インフォーメーション アンド コミュニケーション テクノロジー
ＩＣＴ（Information and Communication Technology の略語）

「情報通信技術」の意味で、パソコンやスマートフォンなどを使用して、手軽に情報の伝達や共有などを行うこと。コンピューターに関する技術の総称である IT（Information Technology 情報技術）とほぼ同じ意味だが、IT（情報技術）を使用して「コミュニケーション（通信・伝達）」を図ることの意味を含めたものが ICT である。

あい　ら　ぶ　さくせん
Ｉ♡（LOVE）ボランティア作戦

気軽にボランティアに参加してもらうことを目的に、年１回清掃活動などのボランティア活動を行う。参加者に条件はなく、だれでも気軽に参加できる活動として開催している。

あさくちしぼらんてぃあれんらくきょうぎかい
浅口市ボランティア連絡協議会

浅口市社協に登録する市内のボランティアグループ 30 団体が加盟し、団体相互の連携や交流を目的に活動する組織。研修会や被災地支援の募金活動などを実施。

けんりようごすいしん
あさくち権利擁護推進センター

行政受託事業として、日常生活に不安のある高齢者や障がいのある方が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉サービスや財産管理のお手伝い等の相談や支援等を行う機関。
また、成年後見制度の推進機関として、制度の促進や手続きの支援等を実施する。

あさくちししゃかいふくしほうじんれんらくかい
浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」

浅口市内で福祉事業を行う８つの社会福祉法人で構成する自発的なネットワーク。市内にある福祉ニーズを把握して、それぞれの法人の特性を生かしながら制度のはざまにある世帯への支援を行う。

あさくちネットワーク懇談会（こんだんかい）

通称「あさくちネット懇」。司法、福祉、医療の専門家が連携し、ワンストップ相談会の開催や啓発活動等を通じて「誰もが安心して暮らせる浅口を目指す」専門家同士のネットワークのこと。

いのちのバトン

一人暮らし高齢者や障がい者の方などの医療情報や緊急連絡先を記入したカードを容器に入れ冷蔵庫で保管するもの。緊急時に救急隊員など関係者がその情報を活用し、迅速な対応に役立てる。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人やニーズ・課題があることに気づいていない人たちに対して、行政機関や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

NPO（ノン プロフィット オーガニゼーション）（Non Profit Organization の略語）

「民間非営利組織」のこと。ボランティア活動や営利を目的としない社会貢献活動や市民活動を行う組織や団体をいう。特に「特定非営利活動促進法」に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）」という。

ＳＮＳ（エスエヌエス）（Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略語）

人と人との交流を進めるために、インターネットを利用して提供するサービスのこと。このＳＮＳを通して社会的なつながりを持ち、情報共有がなされている。代表的なものにTwitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）などがある。

か

寄付金（きふきん）

いわゆる「香典返し」や地区でのイベントの収益の一部など、個人・団体から寄せられる寄付金。社協会費と同じく、全額が社協の福祉事業に充てられる。

近所福祉ネットワーク（きんじょふくし）

福祉委員が、日常的に担当地区の一人暮らし高齢者や高齢者世帯などの方へ見守りや声かけを行う活動。見守り対象者のうち、特に７０歳以上の１人暮らし、またはともに８０歳以上の高齢者世帯の方には誕生月にプレゼントを持って訪問する「バースデー訪問」を実施。

コミュニティワーカー

コミュニティソーシャルワーカー、福祉活動専門員ともいう。地域における地区社協などの住民福祉組織や住民主体の地域福祉活動を支援する社協の専門職員。

ガイドヘルパー

「移動介護従事者」。視覚障がいや全身性障がい、知的・精神障がいによって、１人で移動や外出が難しい人に同行し、安全に移動できるよう支援を行う職種。

さ

社協会費（しゃきょうかいひ）

地域福祉の推進に向け、社協活動や地域福祉活動に賛同いただける市民の方々に、社協事業の財源となる会費を寄せていただく。市民を対象とする「個人会員」と事業所を対象とする「法人会員」とがある。寄せられた会費は、全額が社協の福祉事業に充てられる。

せいかつこんきゅうしゃ
生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

サービスラーニング

社会への貢献活動を通じて、学びを深める学習方法。奉仕活動（サービス）と学習活動（ラーニング）を統合させ、学生が学びにより得た知識で地域において社会貢献活動を行うことで、学生と地域社会の双方に利益をもたらすとされる。

せいかつしえん
生活支援コーディネーター

地域の困りごとや課題を解決するために、さまざまな機関と連携しながら地域の支え合いを推進することを目的に配置された職員。

しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定める身体に一定以上の障がいがある人に対し、都道府県知事が交付する手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となるもの。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」に定める一定程度の精神障がいの状態にある人を、都道府県知事が認定して交付する手帳のこと。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るための支援やサービスが受けられる。

さいがい
災害ボランティアセンター

災害時に開設するボランティアセンター。被災者からの支援希望の受付や災害ボランティアの派遣調整、広報・ニーズ把握、ボランティア保険の受付を行う。また、災害に備えて災害ボランティアの養成・登録や継続的な研修を行う。

しょうちいきふくしかつどう
小地域福祉活動

身近な地域で支えあう仕組みを築き、地域の困りごとや生活上の課題などの解決に向けた方法や活動内容を考えて、住民主体で取り組む活動。その１つに地区社協活動がある。

た

地区社協（ちくしゃきょう）

「地区社会福祉協議会」の略。地域の各種組織・団体やボランティアなどによって構成され、「福祉のまちづくり」を推進するため設立されている住民組織のこと。

出前福祉講座（でまえふくしこうざ）

共生社会の実現に向けた思いやりの心を育むことを目的に、浅口市内の小中学校、高校で、車いすや点字、手話などの福祉体験学習や福祉について考える授業を行う。

な

夏（なつ）のボランティア体験（たいけん）

夏休みの期間中、浅口市・里庄町に在住・通学の中学生以上を対象に、浅口市と里庄町の福祉施設や公共施設、ボランティア団体などでボランティア活動を体験する事業。里庄町社会福祉協議会と合同で開催。

は

ふれあいいきいきサロン

主に、高齢者の閉じこもり防止や介護予防、健康・生きがいづくりを目的に行われる、小地域の住民主体のふれあい交流の場。高齢者だけでなく、地域の障がい者や子どもなど、さまざまな人たちも参加できる。

ボランティアセンター

浅口市社会福祉協議会内に設置するボランティアに関する総合窓口。ボランティア活動のコーディネートや情報提供、各種子うお座や研修会の開催を通じてボランティア活動の推進を行っている。

ふれあい給食（きゅうしょく）

70 歳以上の一人暮らしや 75 歳以上の高齢者世帯の見守り、声かけを目的に、ボランティアによる手作りのお弁当を届ける事業。

福祉委員（ふくしいいん）

約 50 世帯に 1 人の割合で、自治会などから推薦され、社協会長が委嘱する地域のボランティア。身近な地域での住民の福祉課題を、見守りや声かけをしながら困りごとを早期に発見する「地域のアンテナ役」であり、民生児童委員や社協などの関係者や専門職等と連携しながら課題の解決に向けて取り組む。

フードドライブ

各家庭や事業所などで余っている食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。
「フードバンク」とは、品質に問題のない規格外商品や過剰在庫などで、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、保管・管理・配布までを行う活動のこと。

ひきこもり

厚生労働省が示す定義では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、６か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を指す。

ら

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がい者（児）を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のこと。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し，各種サービスを受けやすくすることを目的とする。

老人クラブ（ろうじん）

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。生きがいと健康づくりのために集い、社会参加をすすめる活動を行う。会員はおおむね 60 歳以上。

第２次浅口市地域福祉活動計画　策定委員名簿

◎委員長　　○副委員長

No.	氏　名	所　属	選出区分
1	山下　卓郎	浅口市民生委員児童委員協議会　会長	地域関係
2	原田　幸正	寄島地区福祉委員会　会長	地域関係
3	山田　直子	浅口市愛育委員会　会長	地域関係
4	中西　金吾	鳩ヶ丘地区社会福祉協議会　会長	地域関係
5	◎守屋　靖	中山地域ぐるみ活動推進協議会　会長	地域関係
6	○山内　悦子	浅口市ボランティア連絡協議会　会長	ボランティア
7	白神　勇	浅口市老人クラブ連合会　会長	高齢者関係
8	池之上　章	一般社団法人岡山県介護支援専門協会 浅口支部 支部長	高齢者関係
9	阿藤　美穂子	知的障がい者本人の会「ハッピースマイル」	障がい者関係
10	小銭　輝彦	浅口市障害者相談支援センター 管理者	障がい者関係
11	中濱　文子	寄島地区主任児童委員	子ども関係
12	高戸　崇	鴨方東小学校コミュニティスクール	子ども関係
13	坂本　真希子	浅口市社会福祉法人連絡会 副会長	生活支援関係
14	藤澤　福夫	市民後見人	生活支援関係
15	沖村　舞子	浅口市第１層生活支援コーディネーター	生活支援関係
16	川上　正記	浅口商工会　会長	企業関係
17	石田　康雄	浅口市健康福祉部　部長	行政関係

浅口市地域福祉活動計画策定委員会　設置要綱

（設置・目的）

第１条　社会福祉法人浅口市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の地域福祉活動の今後の方針となる地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）を策定することを目的として、浅口市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）活動計画の調査及び研究に関すること。

（２）活動計画の策定に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか活動計画の策定に関し必要と認める事項。

（組織）

第３条　策定委員会は、20 名以内の委員を持って組織する。

２　委員は、次の各号に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。

（１）地域福祉に関し意欲ある市民

（２）地域福祉に関し識見を有する者

（３）福祉団体の推薦による者

（４）浅口市職員・社協職員

（５）前各号に掲げる者のほか必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、活動計画の策定までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を統括し策定委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

２　委員長が必要と認めるとき、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことが出来る。

（報告）

第７条　策定委員会は活動計画を策定した時、社協会長及び広く浅口市民に報告する者とする。

（庶務）
第８条　策定委員会の庶務は、社協において処理する。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に必要な事項は社協会長が別に定める。

附則
この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉法人 浅口市社会福祉協議会

第２次 浅口市地域福祉活動計画

あたたかく ささえあって くらせる ちいきをめざして

令和３年 ４月発行

◇発　　行 ： 社会福祉法人浅口市社会福祉協議会
◇住　　所 ： 〒719－0243　岡山県浅口市鴨方町鴨方 73 番地
◇電　　話 ： 0865－44－7744
◇メ ー ル ： fukuasa@mx1.kcv.ne.jp
◇ホームページ ： http://www.fukushiasakuchi.net

社会福祉協議会の活動は、市民の皆様の会費・寄付金で支えられています